

2018年度（平成30年度）

科学研究費助成事業 制度等説明会

2018年9月27日（木）、28日（金）

H棟大講義室

次 第

【第1部】 12:20～12:35

研究費の不正使用、研究活動における不正行為の防止について

【第2部】 12:35～13:00 (※ご出席は任意です)

科研費制度の概要

- ・ 科研費改革の概要等について
- ・ 科研費審査システム改革について
- ・ 平成31年度公募内容の変更点について

第1部 12:20～12:35

研究費の不正使用、研究活動における不正行為の防止について

※以下、スライドは「文部科学省「平成30年度科学研究費助成事業公募要領等説明会」（平成29年9月開催）」資料より抜粋

研究費の不正使用、研究活動における 不正行為の防止について

【主な説明内容】

1. 研究費の不正行為、研究活動における不正行為とは
(不正発生時の研究機関等への影響、不正の定義)
2. 研究費の不正使用の防止に関する取組
(不正使用等の防止に関する取組、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の改正 等)
3. 研究活動における不正行為の防止に関する取組
(不正行為の防止に関する取組、新たな「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 等)
4. 科学研究費助成事業実地検査の結果について
5. 研究倫理教育プログラムについて
6. 研究費の不正使用、研究活動における不正行為に関する相談窓口

1. 研究費の不正使用、研究活動における不正行為とは

不正に関する告発等を受け付けた場合の研究機関の対応と影響

- 不正は組織全体の信用の失墜へ繋がり、あらゆる面で重大な影響を与えます。
- 不正を事前に防止するための体制整備が必要です。

あなたの研究機関で不正が発生した場合...

- ・不正調査のために多大なコストが発生します
- ・組織全体の信用が失墜します
- ・不正が認定された場合、研究費の返還や、体制整備状況の調査対象とされるなど、様々なペナルティが科せられます

科研費を活用して学術研究を進める研究者の責務

- 科研費を活用して学術研究を進める研究者は、次のような点に大きな責務を負っています。
- ◆学術的な切磋琢磨の中で、自らの学術研究の社会的・文化的価値を高めること。
 - ◆限られた国民の税金で措置されている科研費を適正に活用すること。
 - ◆高い研究者倫理に基づいて自律的に学術研究を進めること。



不正な受給や使用、研究遂行上の不正行為は、学術研究全体の信頼を損ねることにつながりかねません。公的研究費を使用している者として、研究者倫理の自覚の下に研究活動に従事することが重要です。

不正が認定された場合、研究者に対して、

- ・機関内での人事処分、刑事告訴・民事訴訟、個人の氏名を含んだ調査結果の公表、
- ・配分機関からの研究費の一部または全部の返還、申請及び参加資格の制限、公表等の措置がされることがあります。

研究費の不正使用、研究活動における不正行為とは

| | 研究費の不正使用 | 研究活動における不正行為 |
|----------------|--|---|
| 定義 | <ul style="list-style-type: none"> 故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用 競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用 | <ul style="list-style-type: none"> 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用等 |
| 主な例 | <p>【預け金】 業者に架空取引を指示するなどして、虚偽の請求書等を作成させることにより、所属機関から研究費を支出させ、そのお金を業者に管理させるもの</p> <p>【プール金(カラ出張、カラ謝金)】 出張申請や出勤簿の改ざん等により旅費や謝金等を不正に請求するなどして、そのお金を研究室や個人等が管理するもの</p> <p>【書類の書換え(差換え、品替え、品転)】 業者に虚偽の請求書等を作成させることにより、所属機関から研究費を支出させ、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させるもの</p> | <p>【捏造】 存在しないデータ、研究結果等を作成するもの</p> <p>【改ざん】 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工するもの</p> <p>【盗用】 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用するもの</p> <p>※各研究分野の特性や、研究機関の規程においては、二重投稿や不適切なオーサーシップ等も不正行為として定義される場合がある</p> |
| 文科省等が定めるガイドライン | <p>「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」 (平成19年2月 文部科学大臣決定(平成26年2月改正))</p> | <p>「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 (平成26年8月 文部科学大臣決定)</p> |

2. 研究費の不正使用の防止に関する 取組

不正使用等の防止に関する取組（1）

ガイドライン策定の経緯

- 平成18年12月：「研究費の不正対策検討会」（科学技術・学術政策局長決定）において、「研究費の不正対策検討会報告書」を取りまとめ
- 平成18年8月：総合科学技術会議において、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」を策定
- 平成19年2月：文部科学省において、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を大臣決定、通知。

不正使用等を引き起こす要因

1. 研究者の意識の問題

- 自ら獲得した研究費＝自分のお金であるという誤った認識
- 研究遂行の為に不正もやむを得ず
- 公金であるという基本認識の欠如

2. 研究機関の組織の問題

- 機関内の責任体系
 - 機関内ルール
 - 不正防止推進部署の設置
 - 発注・検収のチェックシステム
 - 内部監査・モニタリング
- 等が不十分

3. 競争的資金等の制度・運用に関する問題

- 研究費の柔軟かつ効率的な執行が必要
 - ・単年度会計主義
 - ・繰越、費目間流用制限
 - ・制度間で異なるルール

不正使用等の防止に向けた取組

不正者に対する罰則の強化等

- 不正者に対する罰則の強化等
 - ・応募資格停止の措置（最大5年間）【科研費、H15】
 - ・機関管理の義務づけ【科研費、H16】
 - ・文部科学省の応募資格停止の一斉適用【文科省、H16】
 - ・府省共通の応募資格停止の一斉適用【関係府省、H17】
 - ・府省共通の応募資格制限期間の厳罰化【関係府省、H24】
 - ・研究者氏名を含む不正事案の公表【文科省、H26】

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の策定（H19.2）【文科省】

※H26年2月に改正

- ガイドラインに基づく研究機関の体制整備状況の確認
 - ・機関に対し、体制整備の実施状況報告書の提出を要請
 - ・分析結果報告書の作成・公表
 - ・現地調査の実施（H28:25機関、H24:14機関、H23:61機関、H22:65機関）
- 研究機関の事務担当者に対する研修会を毎年開催
- 履行状況調査（H28:361機関、H27:53機関、H26:54機関、H25:36機関、H24:18機関）
- 機動調査（H27:1機関）
- フォローアップ調査（H28:1機関、H27:2機関）
- 特別調査

競争的資金の制度改革に向けた取組

- 平成23年度科学・技術施策重要アクション・プラン【CSTP+関係府省】
 - ・繰越手続きの簡略化・弾力化
 - ・費目の統一化
 - ・費目間流用制限の緩和
- 科学研究費助成事業の一部基金化【科研費、H23～】、調整金の導入【科研費、H25～】
 - ・単年度会計の制約を無くし、複数年度にわたり柔軟な執行が可能な基金化を実現
 - ・研究費の前倒し使用や次年度使用を可能にする「調整金」を導入

不正使用等の防止に関する取組（２）

【不正使用事案にみる日頃の業務におけるリスク】平成29年8月10日 メール連絡

○組織としてガイドラインの求める体制整備はできていたが、一部の部署において、**運用面の不手際が遠因となり、不正使用につながった事案**の紹介。

- ・出張予定等について、研究室での情報共有不足があった。
- ・書類の事前提出のルールを守らない当該教員に対して、事務から再三注意喚起はしていたものの長期間容認していた。
- ・旅費担当と勤務管理担当の間など、事務の担当部署間での情報共有不足があった。

→日頃の業務において、運用面の不手際を見つけた際は、関係者で情報を共有し、その不手際にどのようなリスクがあるのかを確認した上で、是正するなど不正使用の防止を要請。

現状の運用体制の確認が必要

【国立大学法人及び大学共同利用機関法人における研究費の管理・使用について】平成29年3月24日 事務連絡

- 各機関における**研究者等の負担軽減及び事務の効率化を図るため、事務処理に関する基準を提示。**
- 研究者等と事務局の円滑なコミュニケーションを要請。**
(窓口の設置、アンケートの実施など、研究者等が意見・要望等を出しやすい環境の整備)
- 不正を行った研究者等には**厳しいペナルティが課せられることの周知を要請。**

■研究機関向けコンテンツ■

以下のコンテンツを文部科学省ホームページに掲載しております。各大学におかれては、これらのコンテンツも活用しながら、大学の性格や規模、コストやリソース等を考慮して、実効性のある取組が実施されることを期待します。

- ・【研究機関における不正使用事案について】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364866.htm
- ・【公的研究費に係る不正事例】(研究機関におけるコンプライアンス教育用) http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1368865.htm
- ・【「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に係るコンプライアンス教育用コンテンツ】
http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1350200.htm
- ・【履行状況調査における主な取組事例(抜粋)】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1355852.htm
- ・【文部科学省に対する不正使用事案に係る指摘事項について】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364875.htm

※文部科学省HP右上の検索欄にて
【 】内のタイトルを入力・検索すると
簡単にアクセス可能です。

各大学におかれては、研究費不正の防止に向けて、万全の体制の構築と、全教職員への周知徹底をお願いします

不正使用等の防止に関する取組（3）

＜科研費における不正使用防止のための主な取組＞

科学研究費助成事業(科研費)の不正使用等の防止及び適正な執行を図るための取組・通知等

(1) 科研費の管理体制の整備

①. 機関管理の義務化(平成16年度～)

- 研究機関による科研費の管理について、雇用契約・就業規則・個別契約等で規定
- 研究機関による研究者・事務職員を対象とした研修会、説明会の開催
- 研究機関における交付件数に対する一定割合(概ね10%)以上の内部監査の実施

②. 「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の状況報告書」の提出を応募要件化

(平成20年度分の公募から ※平成24年度以降は「体制整備等の自己評価チェックリスト」)

(2) 文部科学省及び日本学術振興会による経費管理体制等に関するチェック機能の強化等

①. 不正使用防止に向けた新たな対策を取りまとめた通知の発出(平成18年11月28日)

- 不正行為を防止するための研究機関の自主的な経費管理・監査体制の整備を義務化
- 科研費の経理管理責任者の登録を義務化
- 全ての採択者に対し、「不正行為を行わない」旨の誓約を確認
- 文部科学省及び日本学術振興会による実施調査の実施
- 研究機関に対するペナルティー(間接経費の減額査定等)の導入 等

不正使用等の防止に関する取組（４）

- ②. 「研究機関における管理・監査のガイドライン(実施基準)」の改正に基づく、研究機関における体制整備の不備や、不正事案の調査報告の遅延による間接経費の削減を導入(平成26年度～)

〈参考〉機関使用ルール(平成26年度)

【間接経費の削減】

4-10 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づいて、文部科学省又は日本学術振興会から、間接経費措置額の一定割合削減が通知された場合には、文部科学省又は日本学術振興会の指示に従うこと。

- ③. 研究機関としての不正使用に係る補助金の返還義務を機関使用ルールに規定(平成26年度～)

〈参考〉機関使用ルール(平成26年度)

【不正使用等に伴う補助金の返還等】

4-9 補助金の不正使用又は不正受給があった場合には、当該補助金を返還するとともに、日本学術振興会の指示に従って、間接経費を返還すること。また、不正使用又は不正受給の再発を防止するための措置を適切に講じること。

(3)不正使用等を行った者へのペナルティーの導入

- ①. 応募資格を一定期間停止する措置の導入(平成15年度導入、平成24年度改正)
- ②. 不正使用等が認定された研究者について、氏名を含む不正の概要を原則公表(平成26年度公募分～)

(4)不正使用防止のためのルールの周知

- ①. ハンドブック(研究者用、研究機関用)の作成、配布及び文部科学省及び日本学術振興会HPへの掲載
- ②. 説明会の開催
- ③. 科研費電子申請システムによる交付申請時等に、適正な研究費の使用等に関するチェックリストの確認を義務付け(平成26年度～)

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)の改正について(1)

I. 改正の背景・趣旨

- 平成25年8月、文部科学副大臣の下に、「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」を設置し、これまでの対応の総括を行うとともに、今後の対応策等を検討し、同年9月に中間取りまとめを行った。
- これを受け、研究振興局に置かれた「公的研究費の適正な管理に関する有識者会議」における議論を踏まえ、中間取りまとめの基本方針である、①不正を事前に防止するための取組、②組織としての管理責任の明確化、③国による監視と支援について新たな基準を整備するとともに、これまでの各機関の取組状況や近年の研究不正の発生要因も考慮しつつ、現行ガイドラインの具体化・明確化を図り、改正案を取りまとめた。

II. 改正の概要

①不正を事前に防止するための取組

- すべての構成員(研究者及び事務職員)の意識の浸透を図るため、コンプライアンス教育の受講義務化と受講管理(誓約書の徴取を含む)の徹底[第2節(3)関係]
- 研究者個人への抑止と機関の社会に対する透明性を高めるため、不正事案の氏名を含む調査結果の公表の徹底[第2節(4)関係]
- 不正を抑止するための環境の整備を促進するため、
 - ・ 不正使用に関する緊急・臨時の案件に対する国の機動調査の実施[第7節(1)関係]
 - ・ 特殊な役務(プログラム開発等)に関する検収の実施と具体的方法を提示[第4節関係]
 - ・ 不正リスクに対する抜き打ちなどを含めた重点的なリスクアプローチ監査の実施[第6節関係]
 - ・ 取引業者に対する誓約書の徴取、過去の不正取引の自己申告に対する減免措置等も含めた癒着防止のための対策の周知徹底[第4節関係]

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)の改正について(2)

②組織の管理責任の明確化

- 内部統制の強化を図るため、新たに、コンプライアンス教育の受講管理、競争的資金等の管理・執行のモニタリング・改善指導の役割を担う「**コンプライアンス推進責任者**」を設置[第1節関係]
- 責任者の管理監督責任・役割等の明確化のため、
 - ・ **懲戒規程を含む内部規程へのこれらの位置付け・整備**を促進[第2節(4)関係]
 - ・ 処分の手続き等を含む、**諸規程の積極的な情報発信**を要請[第5節関係]
- 迅速な全容解明のため、
 - ・ **不正調査の期限(原則210日以内)の設定**[第2節(4)関係]
 - ・ 調査報告遅延による**研究者個人への研究費執行停止等及び機関への当該競争的資金に係る間接経費の削減措置(日数に応じ、最大10%)**の導入[第8節関係]
- 機関の管理責任の下、体制整備を促進するため、
 - ①**管理条件の付与*/管理条件の履行が認められない場合**、②**競争的資金制度の間接経費の削減(段階に応じ、最大15%)**、③**配分停止**等の段階的な措置導入[第7節(2)関係]

※管理条件・・・機関に対する体制整備の改善事項及びその履行期限を示した資金交付継続の条件

③国による監視と支援

- 国の機関に対する監視・情報発信機能を高めるため、
 - ・ 機関への**調査・モニタリング機能の多様化・強化(機動調査の導入等)**[第7節(1)関係]
 - ・ 機関の実効性ある取組事例も含めた、**調査結果の公表等による情報発信の強化・組織改革への支援**[第7節(1)関係]
- 機関の内部調査等の透明性を高めるため、**第三者的な視点の導入(告発窓口の第三者機関等への設置、第三者を含む調査委員会の設置等)**を要請[第2節(4)関係]
- 機関の不正防止対策を支援するため、**調査報告書ひな形、内部規程に盛り込むべき具体的事項、自己点検チェックシート等**を提示

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)の改正について(3)

④ 現行基準の具体化・明確化

- 発注・検収、出張、非常勤雇用管理等[第4節関係]、内部監査[第6節関係]の具体的方法等について、それぞれ明示 など
- 近年の研究不正に見られるリスク[第3節(1)関係]・対策[第4節関係]等を明示
(例)第三者チェックをすり抜ける取引業者による持ち帰りや反復使用 など

Ⅲ. 適用時期

- 平成26年度から適用し、間接経費措置額の削減等の措置は、平成26年度当初予算以降(継続も含む)における競争的資金制度を対象とする。

確実な納品検査の実施と業者の理解・協力等の重要性

- ・ 不正使用の主な形態である「預け金」は、適切な納品の検査体制が機能していないために行われる傾向。
- ・ 特定の業者と研究者が癒着しやすい環境が是正されていないことも要因。



- 不正使用を防止するにあたり、業者への適正取引に関するルールの周知や業者の評価を行うことは重要。
- 「預け金」の存在は、業者保有の売り上げ関連伝票と機関が保管する証拠書類との突合により発見できるため、必要に応じ、業者の協力を得てこれらの書類を徴し、物品の納品実態について確認することは有効。
:研究者、業者双方に対する牽制効果
- 「預け金」が行われる主な動機は、次年度以降の研究費の確保や、年度内に補助金を使い切らなければならないという思いこみである場合が多いため、研究者に対する最新のルールの周知が必要。
:ルールの理解不足による不要な不正使用の回避効果
- 納品の検査体制を整備し確実に納品検査を行うことで、不正使用が行われにくい状況となり、不正が発生するリスクが軽減し、研究者・事務局双方にとって不要なトラブルの回避が可能。

e-RadのログインID・パスワードの取扱いについて

- 他者のe-RadのログインID・パスワードを用いて研究費を不正申請・受給する事案が発生しています。
- e-RadのログインID・パスワードの管理や、これらの管理から派生する責任はシステム利用者が負うものとされています。



ログインID・パスワードは、決して他者に漏洩することがないように、e-Radのシステム利用規約に則り厳格な管理をお願いします。

【参考】府省共通研究開発管理システム（e-Rad）利用規約（抜粋）

第4条4 本システムを利用する際に必要となるID・パスワードの管理並びにこれらの管理から派生する責任はシステム利用者が負うものとする。

不正使用を行った研究者に対する応募資格の制限等について

平成24年度の「競争的資金の適正な執行に関する指針」の改正において、特に悪質な不正使用の事案に対しては厳しく対処するとともに、不正使用の内容に応じて、応募資格を制限することとした。

なお、私的流用の場合の10年等、従前より応募資格の制限期間が長くなるものについては、平成25年度の事業以降(継続課題も含む)で不正使用を行った場合に適用する。

| 応募制限の対象者 | 不正使用の程度と応募制限期間 | 【参考】改正前の応募制限期間 |
|-----------------|---|----------------|
| 不正使用を行った研究者と共謀者 | 私的流用の場合、10年 | 5年 |
| | 私的流用以外で ①、社会への影響が大きく、行為の悪質性も高い場合、5年 ②、①及び③以外の場合、2～4年 ③、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低い場合、1年 | 2～4年 |
| 不正受給を行った研究者と共謀者 | 5年 | — (科研費は5年) |
| 善管注意義務違反を行った研究者 | 善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年 | — (科研費は2年) |

※社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合は、応募資格制限をせず、嚴重注意を通知する。

(参考)内閣府HP: http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1_tekiseisikkou.pdf

【不正事案の公表について】

平成26年度以降の文部科学省関連の競争的資金制度において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、応募資格が制限された研究者については、当該不正の概要を文部科学省のHPにおいて公表する。

【参考】不正使用の事例（１）

最近の研究機関における内部監査や会計検査院の現地検査により、以下のような不正使用の事例が報告されています。

【直接経費に関する不適切な事例 ①】

（「預け金」の形成）

- 研究機関による納品検査が行われず、研究者に確認を任せていたため、実際には納品されてなかった架空取引に対し科研費が支出され、その結果、業者に「預け金」が形成されていた。
- 研究機関は適切な納品検査を行い、科研費から当該物品の代金を支払ったが、実際は、機関による納品検査の後、業者が当該物品を会社に持ち帰っており、その結果、納品実態の伴わない科研費の支出となり、業者に「預け金」が形成された。

（書類の書き換え指示）

- 研究者から消耗品を購入したとの申し出を受け、機関は支払手続きを行ったが、実際は、研究者が業者に対し虚偽の消耗品の納品書作成を指示しており、研究室には消耗品ではなく、別の物品（パソコン等）が納品されていた。

（書類の改ざん）

- 立て替え払いにより購入した物品の領収書の金額を改ざんし、研究機関に対し、実際の価格以上の精算額を申し出て、不当に科研費の支出をさせていた。

【参考】不正使用の事例（2）

【直接経費に関する不適切な事例 ②】

（カラ謝金）

○作業実態の伴わない「出勤表」を研究者自ら、あるいは学生に作成させて、虚偽の作業実績を作り上げ、謝金を不正に請求し、学生の学会参加に係る旅費や参加費等に充当していた。

（翌年度支出）

○基金化種目ではないにも関わらず、年度末に購入した研究用物品の購入費用を、翌年度の科研費から支出していた。

（研究代表者の注意義務違反）

○研究者が自ら交付を受けた科研費の管理（物品の購入手続きや消耗品・備品の管理等）を研究室の部下や秘書等にすべて任せており、全く状況を把握していなかった。その結果、これらの者が科研費を使用して勝手に物品を購入し、さらに勝手に購入した物品を転売するなどして科研費が不正に着服されていた。

【間接経費に関する不適切な事例】

○直接経費と間接経費の使用区分が明確になっておらず、直接経費と間接経費を混同した使用がなされていた。

【参考】不正使用が発生した当時の主な状況等

| 不正使用発生当時の状況 | 不正使用が発生する要因等 |
|--|--|
| <p>(預け金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○研究者が自由に発注先を決め、機関を介さずに<u>直接発注</u>を行っていた。 ○物品の<u>納品検査</u>を研究者任せにしており、機関は、研究者からの納品確認の報告を受けるのみであった。 ○業者が研究者に「預け金」を持ちかけていた。 ○特定の研究者の物品の発注先（業者）が固定化していた。 ○研究の遅れにより年度末に補助金に残額が生じたので、残額を翌年度に使うため、業者に「預け金」を行っていた。 | <ul style="list-style-type: none"> ○研究者による発注状況を研究機関において把握できていない状態にあった。 (業者との癒着が起こりやすい環境が形成されていた) ○機関としての納品検査体制が機能していない。 ○業者に対する適正取引についての説明や、状況に応じて取引業者を変更するなど、業者に対する牽制が十分でない。 ○「繰越し」を可能としている科研費ルールに対する研究者の理解不足。または研究機関によるルールの周知不足。 |
| <p>(カラ謝金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○研究支援者として雇用された者の勤務管理を研究者（室）任せにしていた。 | <ul style="list-style-type: none"> ○雇用現場の勤務実態を機関が直接確認するなどの牽制が十分でない。 |

3. 研究活動における不正行為の防止 に関する取組

不正行為の防止に関する取組

< 科研費における不正行為防止のための主な取組 >

科学研究費助成事業(科研費)の不正行為の防止のための取組等

- (1) 「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」を踏まえた研究機関の規程整備等の義務付け
(平成19年度～)
「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえた研究機関の規程整備等の義務づけ(平成27年度～)
- (2) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく取組状況に係るチェックリスト」の提出を応募要件化(平成29年度公募分～)
- (3) 不正行為を行った者等へのペナルティーの導入
 - ①. 応募資格を一定期間停止する措置の導入(平成19年度導入)
 - ②. 不正行為が認定された研究者について、氏名を含む不正の概要を原則公表(平成26年度公募分～)
- (4) 不正行為防止のためのルールの周知
 - ①. ハンドブック(研究者用、研究機関用)の作成、配布及び文部科学省及び日本学術振興会HPへの掲載
 - ②. 説明会の開催
 - ③. 科研費電子申請システムによる交付申請時等に、研究活動の公正性の確保等に関するチェックリストの確認を義務付け(平成26年度～)
 - ④. 「機関使用ルール」に研究機関が研究倫理教育を実施することを規定(平成27年度)
 - ⑤. 「研究者使用ルール」に研究機関が実施する研究倫理教育を受講しなければならない旨を規定(平成27年度)
 - ⑥. 研究倫理教育の受講等を交付申請前までに行うことを交付申請要件化(平成28年度公募分～)

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 概要(1)

背景

○文部科学省では、これまで「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成18年8月 科学技術・学術審議会 研究活動の不正行為に関する特別委員会)を踏まえて、大学等の研究機関に対して必要な対応を実施。

○しかしながら、研究活動における不正行為の事案が後を絶たないことから、「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」のとりまとめ(平成25年9月)、及び「「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善等に関する協力者会議」の審議のまとめ(平成26年2月)等を踏まえ、ガイドラインを見直し。

見直しの基本的方向

- ◆ 文部科学大臣決定として、新たなガイドラインを策定。
- ◆ 従来、研究活動における不正行為への対応が研究者個人の責任に委ねられている側面が強かったことを踏まえ、今後は、大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、対応を強化

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 概要(2)

新ガイドライン

第1節 研究活動の不正行為に関する基本的考え方

【不正行為に対する基本姿勢】

- 研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであり、科学そのものに対する背信行為。個々の研究者はもとより、大学等の研究機関は、不正行為に対して厳しい姿勢で臨む必要。

【研究者、科学コミュニティ等の自律・自己規律】

- 不正に対する対応は、まずは研究者自らの規律、及び科学コミュニティ、大学等の研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない。

【大学等の研究機関の管理責任】

- 上記に加えて、大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、不正行為が起こりにくい環境がつけられるよう対応の強化を図る必要。特に、組織としての責任体制の確立による管理責任の明確化、不正行為を事前に防止する取組を推進。
 - ◆共同研究における個々の研究者等の役割分担・責任の明確化
 - ◆複数の研究者による研究活動の全容を把握する立場の代表研究者が研究成果を適切に確認
 - ◆若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援助言（メンターの配置等）

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 概要(3)

第2節 不正行為の事前防止のための取組

【不正行為を抑止する環境整備】

1 研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上

- 大学等の研究機関：「研究倫理教育責任者」の配置など必要な体制整備を図り、広く研究活動にかかわる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施
- 大学：学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、学生に対する研究倫理教育の実施を推進
- 配分機関：競争的資金等により行われる研究活動に参画する全ての研究者に研究倫理教育に関するプログラムを履修させ、研究倫理教育の受講を確実に確認

2 大学等の研究機関における一定期間の研究データの保存・開示

【不正事案の一覧化公開】

- 不正行為が行われたと確認された事案について、文部科学省にて一覧化し、公開

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 概要(4)

第3節 研究活動における特定不正行為への対応 (組織の管理責任の明確化)

【違反の対象となる不正行為(特定不正行為)】

- 捏造、改ざん、盗用(注:従来どおり)

【大学等の研究機関、配分機関における規程・体制の整備及び公表】

- 研究活動における特定不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程等を整備し、公表
 - ◆不正行為に対応するための責任者の明確化、責任者の役割や責任の範囲を定めること
 - ◆告発者等の秘密保持の徹底、告発後の具体的な手続きの明確化
 - ◆特定不正行為の調査の実施などについて、文部科学省等への報告義務化

【特定不正行為の告発の受付、事案の調査】

- 特定不正行為の告発の受付から、事案の調査(予備調査、本調査、認定、不服申立て、調査結果の公表等)までの手続き・方法
 - ◆告発・相談窓口の設置・周知 ※告発・相談窓口の第三者への業務委託も可能
 - ◆大学等の研究機関における調査期間の目安・上限の設定
 - ◆調査委員会に外部有識者を半数以上入れること(利害関係者の排除についても規定)
 - ◆調査委員会が必要と認める場合、調査委員会の指導・監督のもと再現実験の機会を確保
 - ◆調査の専門性に関する不服申立ては、調査委員を交代・追加等して審査

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 概要(5)

第4節 特定不正行為及び管理責任に対する措置

【特定不正行為に対する研究者、大学等の研究機関への措置】

- 特定不正行為に係る競争的資金等の返還（※）
- 競争的資金等への申請及び参加資格の制限（※）

（※競争的資金等のみならず、運営費交付金等の基盤的経費により行われた研究活動の不正行為も対象とする。）

【組織としての管理責任に対する大学等の研究機関への措置】

1 組織としての責任体制の確保

- 研究活動における不正行為への対応体制の整備等に不備があることが確認された場合、文部科学省が「管理条件」を付与
- 管理条件の履行が認められない場合、機関に対する「間接経費」を削減等の措置

2 迅速な調査の確保

- 正当な理由なく特定不正行為に係る調査が遅れた場合、「間接経費」の削減措置

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 概要(6)

第5節 文部科学省による調査と支援

【研究活動における不正行為への継続的な対応】

- 文部科学省に有識者による検討の場を設け、フォローアップ等を継続的に実施

【履行状況調査の実施】

- 大学等の研究機関に対し、本ガイドラインを踏まえた履行状況調査を実施し公表

【研究倫理教育に関するプログラムの開発推進】

- 文部科学省は、日本学術会議や配分機関と連携し、研究倫理教育に関する標準的なプログラムや教材の作成を推進

【大学等の研究機関における調査体制への支援】

- 大学等の研究機関において十分な調査を行える体制にない場合は、日本学術会議や配分機関と連携し、専門家の選定・派遣等を支援

適用時期

- 平成27年4月1日から適用し、間接経費措置額の削減等の措置は、平成27年度当初予算以降(継続を含む。)における文部科学省の予算の配分又は措置により行われる全ての研究活動を対象とする。

○不正行為を行った研究者に対する応募資格の制限等について

【不正行為認定者を交付対象から除外する期間】

| 不正行為に係る応募制限の対象者 | | 不正行為の程度 | 応募制限期間 | |
|--|--------------------------------------|--|--|------|
| 不正行為に関与した者 | ア) 研究当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者 | | 10年 | |
| | イ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者 | 当該論文等の責任を負う著者 | 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの | 5～7年 |
| | | | 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの | 3～5年 |
| | | 上記以外の著者 | | 2～3年 |
| | ウ) ア) 及びイ) を除く不正行為に関与した者 | | | 2～3年 |
| 不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者 | | 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの | 2～3年 | |
| | | 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの | 1～2年 | |

「競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成29年6月22日改正)

4. 科学研究費助成事業実地検査 について

科学研究費助成事業実地検査について

(1) 科学研究費助成事業実地検査の目的

- 研究機関における科研費の機関管理の実態及び不正防止への取組状況を把握し、必要に応じて指導・助言を行うことにより、**研究機関に対して科研費を管理する機関として必要な体制の整備を求める。**
- 研究機関の**科研費担当者の科研費の適正管理に対する意識向上**を図る
- 実地検査結果の分析や、研究機関との科研費制度に関する意見交換の実施により、**科研費制度改善の一助**とする。

(2) 平成28年度の実施研究機関数

○61研究機関

- 国立大学…12機関
- 公立大学…12機関
- 私立大学…17機関
- 高等専門学校…9機関
- 独立行政法人・大学共同利用機関…2機関
- その他(公益法人、民間研究機関等)…9機関

(3) 主な検査事項

- 科研費の応募資格等に関する事項
- 科研費の事務手続きに関する事項
- 科研費の執行管理に関する事項
- 研究機関における不正を防止するための体制等に関する事項

※実地検査の結果は文書で通知。

※特に、「法令、科研費に係る規程等、ガイドラインに抵触している疑いがあるなど**早急に改善すべき**」指摘は、**期限を切って改善状況について報告を求めます。**

5. 研究倫理教育プログラムについて

科研費における研究倫理教育プログラムの受講等（1）

科研費の研究活動に参画する研究者は、以下の
①または②の受講等が必須。

①次のような研究倫理教育に関する教材の
通読・履修

- ・ **Green Book**
- ・ **eL CoRE**
- ・ CITI Japan 等

②「ガイドライン」を踏まえて研究機関が実施
する研究倫理教育の受講

科研費における研究倫理教育プログラムの受講等 (2)

1. 平成30年度新規研究課題に参画する研究代表者、研究分担者

平成30年度科学研究費助成事業の新規研究課題に参画する研究代表者、研究分担者は、交付申請前までに、研究倫理教育の受講等をあらかじめ行っておくことが必要です。

なお、過去に研究倫理教育の受講等をしている場合や、他の研究機関で研究倫理教育の受講等をした後に異動をした場合などには、所属する研究機関に研究倫理教育の受講等についてよく確認をしてください。

2. 平成30年度に継続が予定されている研究課題の研究代表者、研究分担者

研究倫理教育の受講等については、所属する研究機関によく確認をしてください。

ただし、平成30年度科学研究費助成事業で新たに研究分担者を追加する場合、研究代表者は、当該研究分担者から「科学研究費助成事業研究分担者承諾書」を徴する必要があります。

その際、研究分担者は、交付申請前まで(交付決定後においては、研究代表者が日本学術振興会に研究分担者の変更承認申請を行う前まで)に、研究倫理教育の受講等を行う必要があります。

2018年度常磐大学・常磐短期大学 コンプライアンス等教育

1. 2018年度科学研究費助成事業 制度等説明会<第1部>(研究費の不正使用、研究活動における不正行為の防止について等)への出席

〔対象者〕

専任教員および研究活動ならびに研究費の管理・運営に関わる事務職員

〔日時・場所〕(同じ内容の説明会を2回行います。)

第1回 2018年9月27日(木)12:20～12:35(予定)・H棟

第2回 2018年9月28日(金)12:20～12:35(予定)・H棟

2. 日本学術振興会eラーニングコース「eL-CoRE」の受講

〔対象者〕

(1)2017年度中に受講が完了していない者※¹

(2)2018年度新規採用教員※²

(2015～2017年度の間に他研究機関等で研究倫理教育(「CITI Japan e-Learningプログラム」またはeラーニングコース「eL-CoRE」等)を受講した者を除く)

(3)2018年度大学院入学生※²

※¹ 「eL-CoRE」を受講するためのIDおよびパスワードは、2017年10月13日「ラーニングセンター(support@netlearning.co.jp)」より送信されたメール(件名<研究倫理eラーニング 受講開始のお知らせ Registration completed for e-Learning>)に記載されています。

※² 受講方法等の詳細については、後日デスクネット等で通知します。

3. その他の研究倫理教育等の実施

〔対象者1〕 2018年度大学院入学生

〔内 容〕 大学院生ガイダンスにおける「大学院生の研究倫理についての説明会」(2018年4月4日(水)実施済み)

〔対象者2〕 2018年度大学入学生

〔内 容〕 全学基本科目「学びの技法Ⅰ」における「出典、資料の引用」等に関する授業(2018年度春Semester)

〔対象者3〕 2018年度短期大学入学生

〔内 容〕 現代教養講座「心の充実」における「教室外の学習(学習作法 2)」等に関する授業(2018年度春Semester)

【参考】研究倫理教育教材の例(1) — Green Book

日本学術会議 提言

「研究活動における不正の防止策と事後措置－科学の健全性向上のために－」(平成25年12月26日)

「すべての研究者が不正行為や利益相反への対処を含めた『科学者の行動規範』を学習し、それに基づいて行動するように、研究機関や学会等において研究倫理に関する研修プログラムを開発して実施することが必要」

日本学術会議
の連携・協力

日本学術振興会

「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」(通称:Green Book)を編集・出版

- 研究者が知っておくべき事柄や研究の進め方などの基盤知識をとりまとめ
- HP (<http://www.jspcs.go.jp/j-kousei/rinri.html>)でテキスト版もダウンロード可能

英語版

(平成27年5月)



日本語版

(平成27年3月)

(構成)

- I 責任ある研究活動とは
- II 研究計画を立てる
- III 研究を進める
- IV 研究成果を発表する
- V 共同研究をどう進めるか
- VI 研究費を適切に使用する
- VII 科学研究の質の向上に寄与するために
- VIII 社会の発展のために

【参考】研究倫理教育教材の例(2) — eL CoRE

「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」(*Green Book*) をもとにした「研究倫理eラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics[eL CoRE])」を提供(日本語版、英語版)

<https://www.netlearning.co.jp/clients/jsp/top.aspx>



受講者ログイン/
Enrollee Login

User ID

Password

ログイン(Log in)

ユーザID・パスワードを忘れた場合はこちら
Forgot your User ID or password?
管理者ログインはこちら

HOME

新規登録(個人)/
New Registration
(individuals)

新規登録(団体)

推奨環境/Requirements

操作マニュアル/
Course Manual

よくあるご質問

研究倫理eラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics)[eL CoRE]

研究倫理eラーニングは、『科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—』をもとに、時間と場所を選ばずに研究倫理を学修できるよう作成したeラーニング教材です。

Japanese

English

本eラーニングは、人文学・社会科学から自然科学までのすべての分野の研究に関わる者が、どのようにして科学研究を進め、科学者コミュニティや社会に対して成果を発信していくのかといったことについて、エッセンスになるとと思われる事柄を整理しまとめたものです。研究を進めるにあたって知っておかなければならないことや、倫理綱領や行動規範、成果の発表方法、研究費の適切な使用など、科学者としての心得が示されています。

【本eラーニングの特長】

■特長1

どなたでも無料で受講できます。



受講にあたって年齢・学歴・職業・資格等の条件はありません。個人での受講登録はこちら

■特長2

団体受講・管理が可能です。



複数名の受講を一括申込できます。管理者は受講者の進捗状況を専用画面でチェックできます。団体の受講登録はこちら

■特長3

事例で学ぶため、理解が深まります。



平均所要時間は約90分です。アニメーションをメインとした教材で、修了しなると修了証書が発行されます。

6. 研究費の不正使用、研究活動における不正行為に関する相談窓口

研究費の不正使用、研究活動における不正行為に関する相談窓口

【科研費の不正使用、研究活動における不正行為に関する相談窓口】

○文部科学省交付分

文部科学省研究振興局学術研究助成課企画室指導係

・直通電話：03-6734-4095 ・Fax：03-6734-4093

○日本学術振興会交付分

(独)日本学術振興会研究事業部研究倫理推進室

・直通電話：03-3263-1698 ・Fax：03-3263-1716

【研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく体制整備等に関する相談窓口】

文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室

・直通電話：03-6734-4014 ・E-mail：kenkyuhi@mext.go.jp

競争的資金調整室では、各機関のガイドラインに基づく体制整備等全般に関する相談を実施しています。

各機関において、体制整備、関係規程の制定・見直しに関する検討等に際してご質問・ご相談がある場合は、お問合せください。

【研究活動における不正行為に関する相談窓口】

文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室

・直通電話：03-6734-3874 ・E-mail：kiban@mext.go.jp

研究公正推進室では、研究活動の不正行為への対応のガイドラインを示し、各機関における体制等の整備や厳正な運用を求めているところです。これに関し、一般的なご質問・ご相談がある場合は、お問合せください。

【研究に関する不正の告発受付窓口】

○文部科学省 研究振興局振興企画課競争的資金調整室

・直通電話：03-6734-4018 ・E-mail：chosei-k@mext.go.jp

○日本学術振興会 総務企画部企画情報課

・直通電話：03-3263-1803 ・E-mail：meyasubako@jstps.go.jp

本学の研究費の不正使用および研究活動における不正行為に関する通報窓口

研究費の運営・管理および研究活動に関する相談窓口

【通報・相談窓口】

常磐大学・常磐短期大学 学事センター 研究教育支援係

〒310-8585 茨城県水戸市見和1-430-1

TEL: 029-232-2541 (直通)、FAX: 029-232-2955、E-mail: kenkyu※tokiwa.ac.jp (※は@に置き換えてください)

【受付時間】

8:30-17:30 (日曜日、土曜日、祝日、本学所定の休日を除く。)

【通報方法】

通報(相談)用フォーマットに必要事項を記入の上、書面、電話、FAX、電子メール、面談により通報(相談)願います。

研究費の不正使用および研究活動における不正行為に関する通報を受け付けます。

【対象】

- ・預け金、プール金(カラ出張、カラ謝金)、書類の書換え等により不正に研究費を使用すること。
- ・関係法令、配分機関の定め、学内関係規程等に違反して研究費を使用すること。
- ・論文等における研究データのねつ造、改ざん、盗用などの行為。
- ・その他、研究費の不正使用または研究活動における不正行為に該当すると思われるもの。

【留意事項】

- ・通報された情報は、必要な調査を行うためだけに使用し、それ以外の目的に使用したり、公開したりすることはありません。また、通報者は、通報をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けることはありません。
- ・通報された情報に関し、より詳細な情報、調査への協力を求める場合があります。
- ・調査の結果、悪意(被通報者を陥れるため、あるいは被通報者が行う研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの損害を与えることや被通報者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。)に基づく通報を行ったことが判明した場合は、通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることがあります。

研究費の運営・管理および研究活動に関する学内外からの相談を受け付けます。

【対象】

- ・研究費の運営・管理および研究活動に関すること。
- ・研究費の不正使用および研究活動における不正行為に関する通報または情報提供に関すること。

【留意事項】

- ・事例を整理・分析し、必要に応じて、コンプライアンス教育等において周知する等により学内で共有させていただきます。
- ・前項の分析結果は、必要に応じて、モニタリング結果等とともに基本方針及び内部規程等の見直しに活用させていただきます。
- ・相談内容によっては、通報事案として受け付けることがあります。

第2部 12:35～13:00

科研費制度の概要

- ・ 科研費改革の概要等について
- ・ 科研費審査システム改革について
- ・ 平成31年度公募内容の変更点について

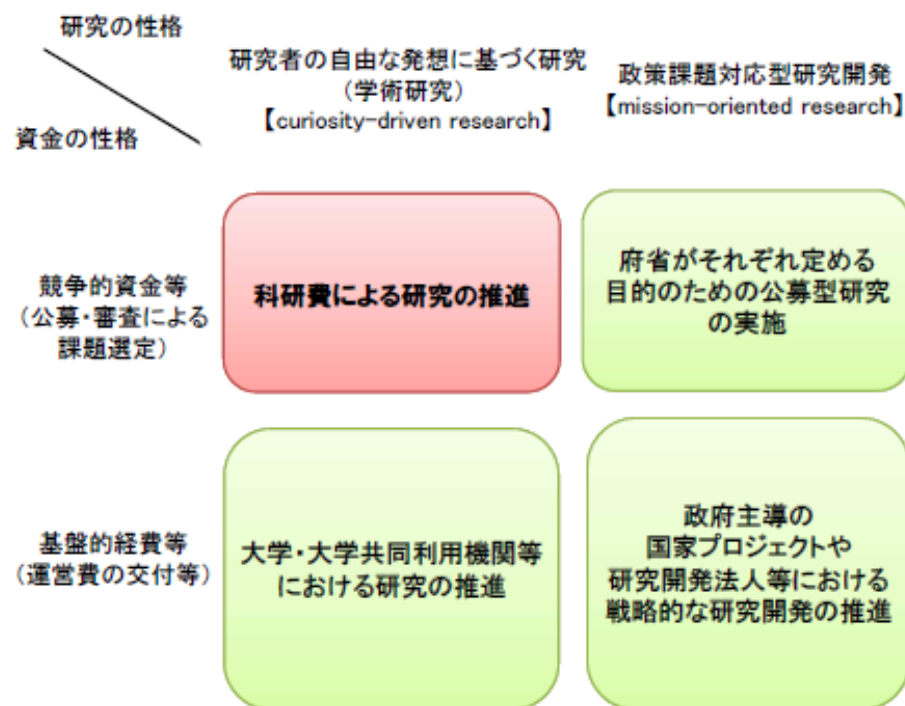
※以下、スライドは「文部科学省「平成31年度科学研究費助成事業公募要領等説明会」（平成30年9月開催）」および「文部科学省「平成28年度科学研究費助成事業公募要領等説明会」（平成27年9月開催）」資料より抜粋

科研費改革の概要等について

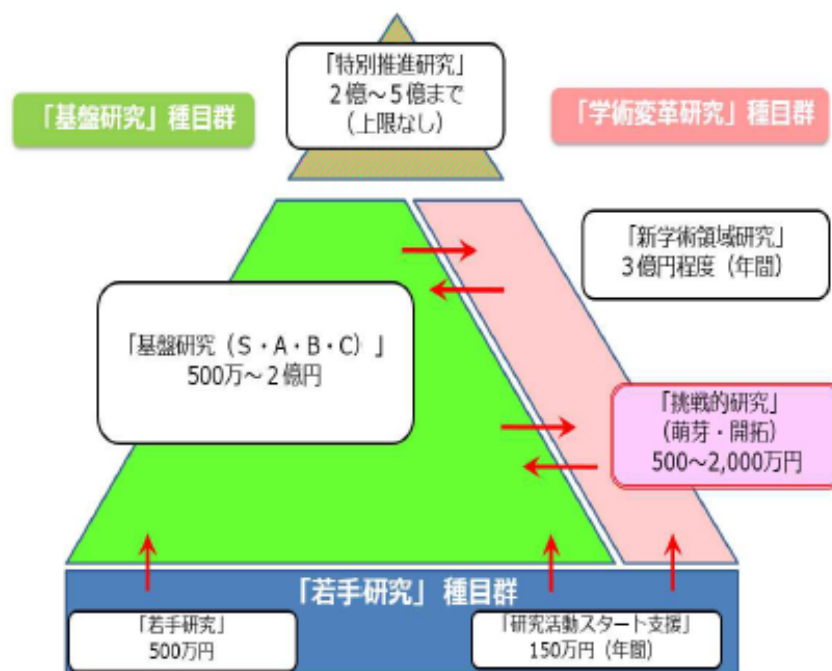
科学研究費助成事業(科研費)の概要

- ◇ 科学研究費助成事業(科研費)は、人文学・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」(大学等の研究者の自由な発想に基づく研究)を対象とする唯一の競争的資金
- ◇ 大学等の研究者に対し広く公募の上、応募課題について複数の研究者(7,000人以上)が審査するピアレビュー(研究者コミュニティ自らが選ぶ研究者による審査)により厳正に審査を行い、研究費を支給
- ◇ 予算規模は2,286億円(平成30年度予算)
- ◇ 科研費全体で
 - ・ 新規応募約10万件に対し、採択は約2.5万件
 - ・ 継続課題と併せて、年間約7.6万件の研究課題を支援(平成29年度)

科研費の位置付け

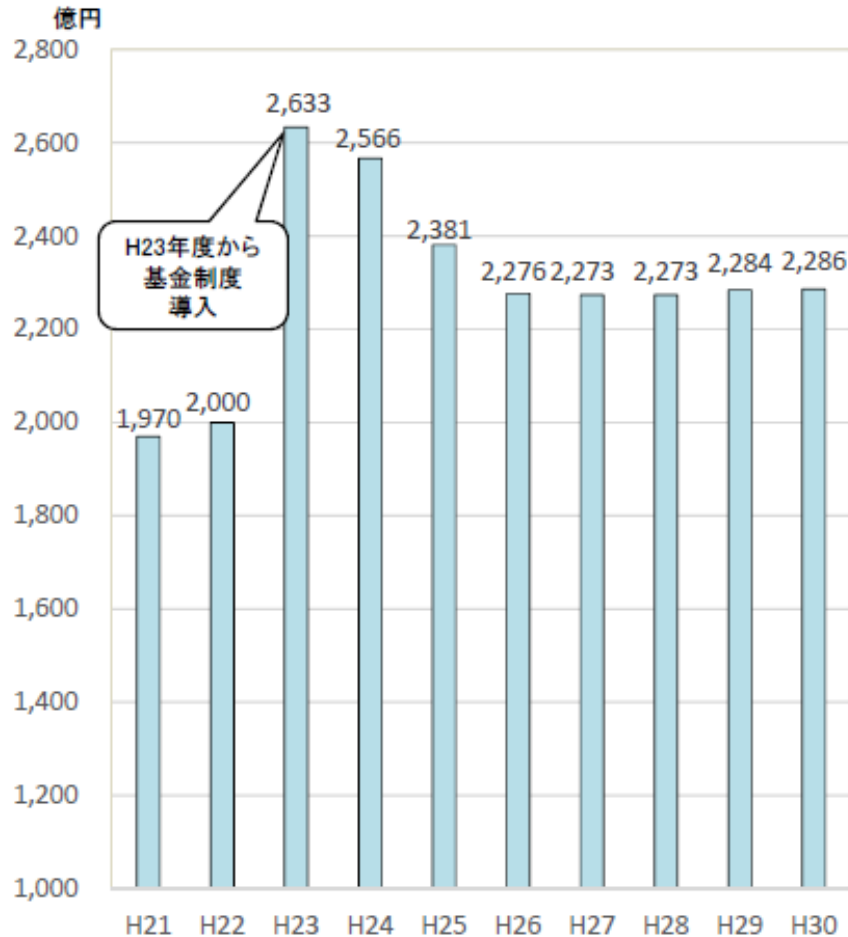


科研費の各研究種目の役割及び全体構成等

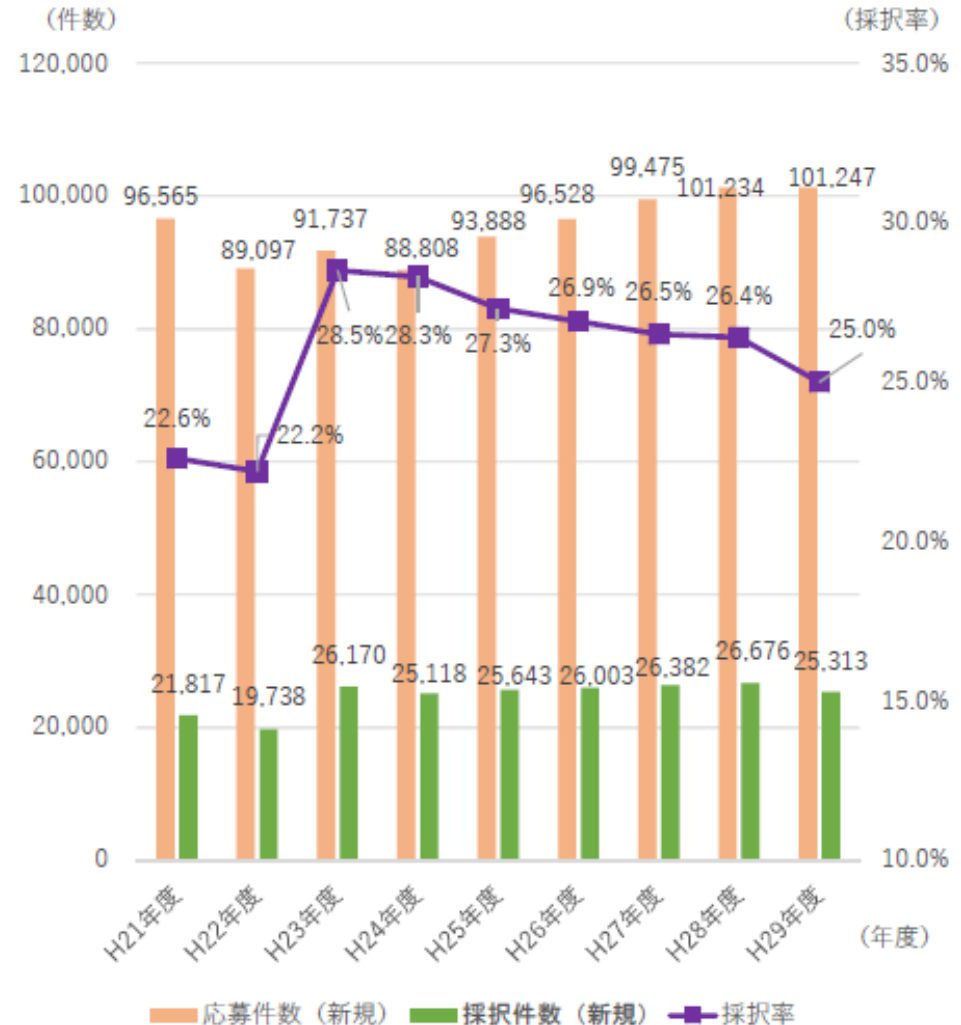


科研費の予算額と配分状況の推移

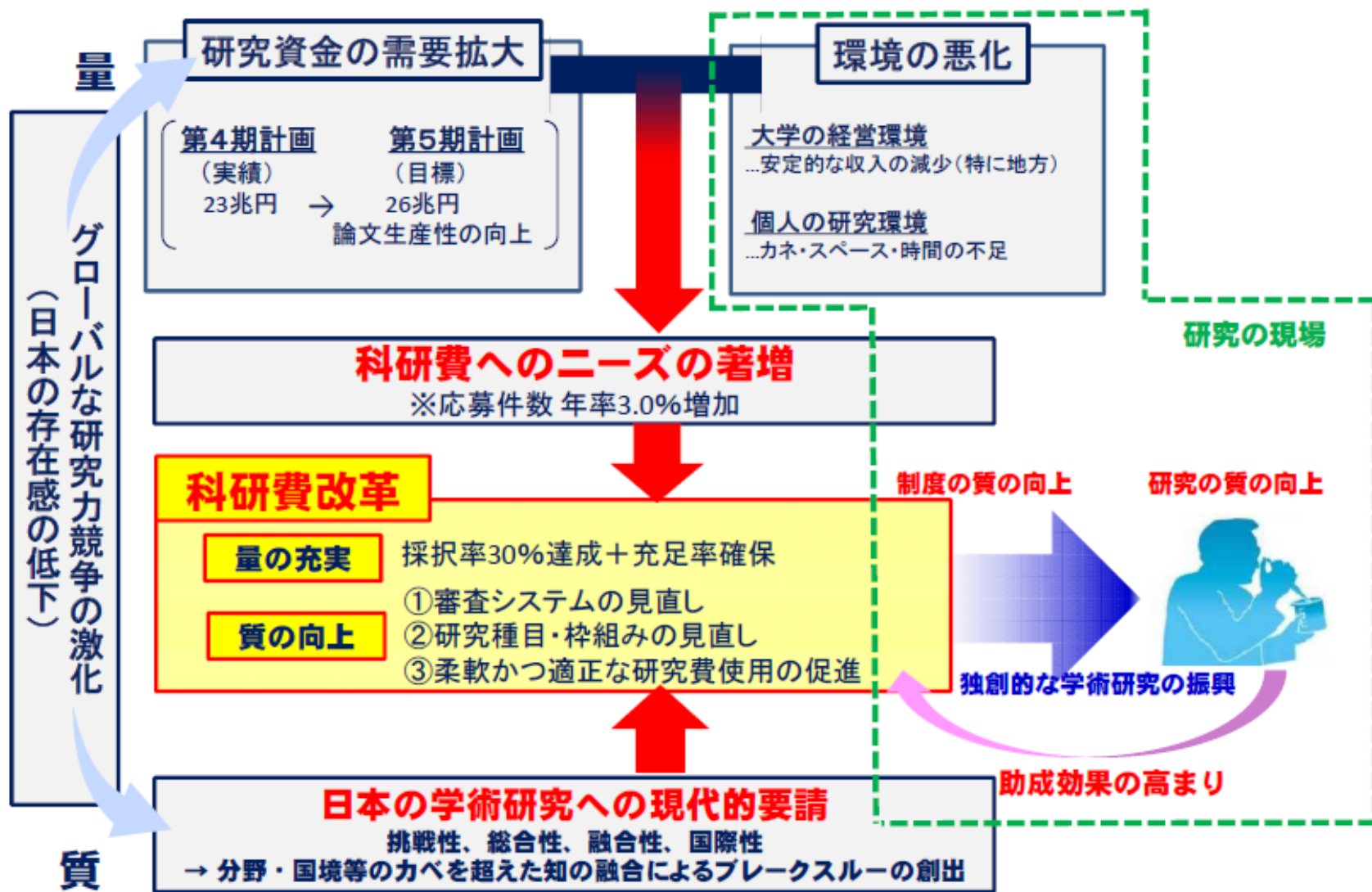
科研費の予算額の推移



科研費の応募・採択件数、採択率の推移

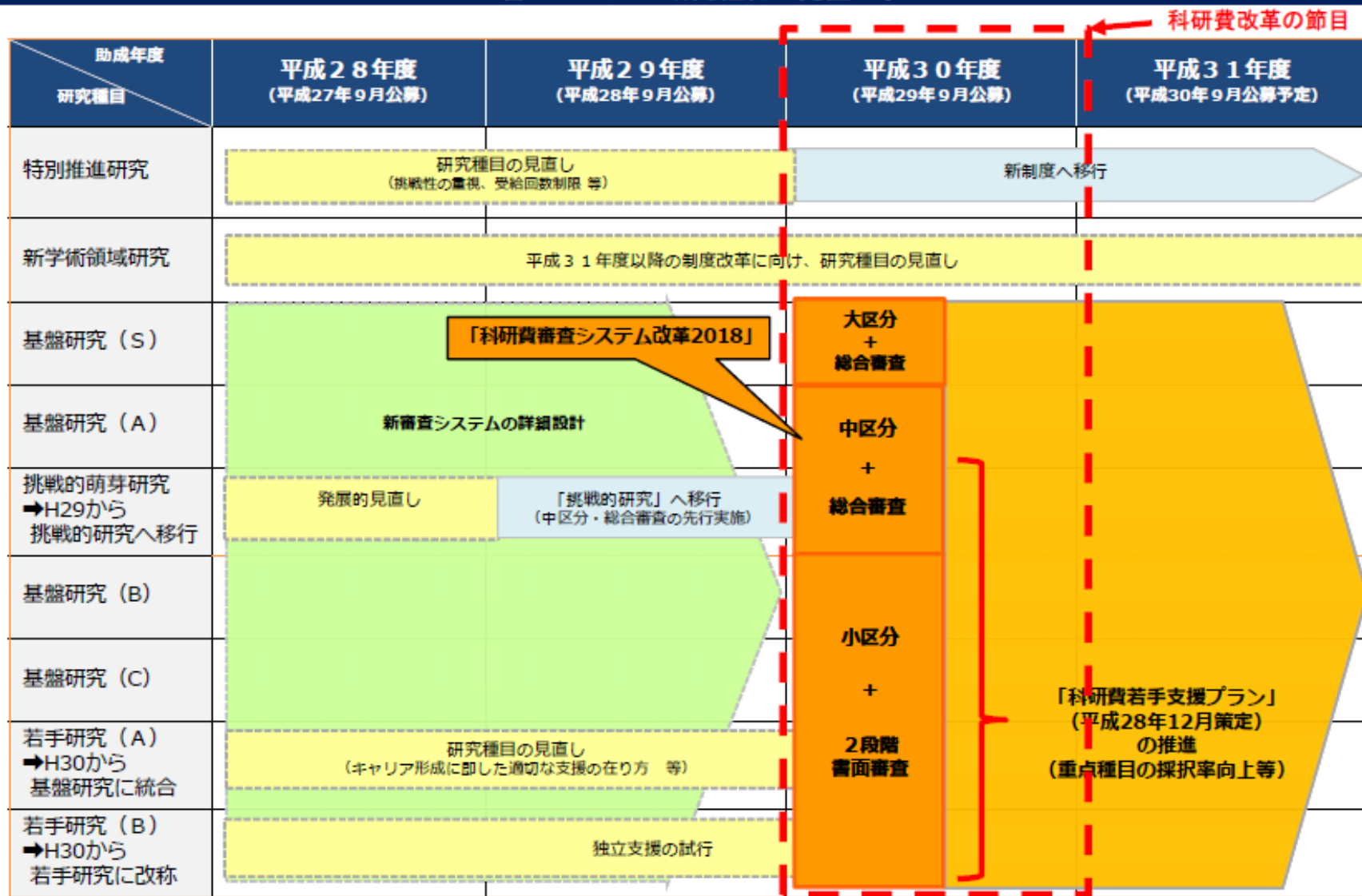


科研費改革が求められる背景・構造



科研費改革の工程

－審査システム・研究種目の見直し等－



科研費改革の三本柱

1. 審査システムの見直し

→学術動向の変遷により即した公募・審査を目指し、開かれた競争的環境下において審査の質を高め、多様かつ独創的な学術研究を振興する。

(平成30年度助成～ 大括り化した新「審査区分表」の適用、「総合審査」等の本格実施)

2. 研究種目・枠組みの見直し

→学術研究への現代的要請、とりわけ「挑戦性」をめぐる危機を乗り越えることなどを念頭に、種目の役割・関係性・趣旨等を明確化する。

(平成29年度助成～ 「挑戦的萌芽研究」の発展的見直し)

(平成30年度助成～ 「特別推進研究」、「若手研究(A)」の見直し・新制度の実施等)

3. 柔軟かつ適正な研究費使用の促進

→研究費使用に係る自由度を高めるとともに手続きの省力化を図り、科研費による研究の効果を更に高める。

(平成23年度助成～ 一部研究種目の基金化)

(平成25年度助成～ 「調整金」の導入)

科研費の使い勝手向上のための制度改革(1)「基金化の導入①」

- 平成23年度より、研究費の複数年度使用を可能にする「基金化」を導入。

【基金化のメリット】

- 会計年度の制約がないため、研究費の柔軟な執行が可能。ムダな「予算の使い切り」不要。
- 予算の効果的・効率的な使用により、研究者の研究活動が活性化。
- 研究者や研究機関の事務負担が軽減される。

◆研究費の前倒しや次年度使用など研究の進展に応じた柔軟な執行が可能

研究が予定以上に進展したため、次年度以降に実施予定の〇〇実験の予備実験の着手を本年度(2年目)に前倒して実施

【研究費の前倒し】

【当初計画】

| | | |
|-------|-------|-------|
| (1年目) | (2年目) | (3年目) |
| 100万円 | 100万円 | 100万円 |



【変更後計画】

| | | |
|-------|-------|-------|
| (1年目) | (2年目) | (3年目) |
| 100万円 | 150万円 | 50万円 |

← 前倒し

本年度実施予定の〇〇解析が、他の研究グループの発表内容を踏まえ、解析手法の見直しが必要となったため、本年度は手法の再考期間とし、解析は来年度に実施

【研究費の次年度使用】

【当初計画】

| | | |
|-------|-------|-------|
| (1年目) | (2年目) | (3年目) |
| 100万円 | 100万円 | 100万円 |



【変更後計画】

| | | |
|-------|-------|-------|
| (1年目) | (2年目) | (3年目) |
| 100万円 | 50万円 | 150万円 |

→ 次年度使用

◆年度をまたぐ物品調達が可能

会計年度による制約がないため、前年度に発注した物品が翌年度に納品されることが可能。
(長期間を必要とする装置の製作などが可能)

科研費の使い勝手向上のための制度改善(2)「基金化の導入②」

○「科学研究費補助金等の適正な使用の確保に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」(平成25年11月 総務省)において、基金化の導入の趣旨に則った運用が行われていない事例が報告されています。

基金なのに・・・

- ・基金化された種目の経費の使用について、依然として、補助金と同様に年度単位で期限等を設定
- ・物品の納入期限を原則として年度内に設定しているため、年度をまたいだ物品納入がしにくい環境



■ 科研費(基金分)については、研究機関において年度ごとに使用期間を設定したり、年度をまたいだ科研費の使用を不可とすることのないよう 基金化の導入の趣旨にのっとり運用の徹底を図ってください。

<参考>

「科学研究費補助金等の適正な使用の確保に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」(平成25年11月 総務省)

(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/79762.html)

科研費の使い勝手向上のための制度改革(3) 「『調整金』枠の導入」

「調整金」の特徴

- 平成25年度予算において、基金化されていない科学研究費補助金部分の使い勝手を向上させるため設定。
 - これにより、研究費の「前倒し使用」、一定要件を満たす場合の「次年度使用」が可能。
- ※ 研究費を次年度に持ち越して使用する場合は、まずは繰越しによって対応することが基本。



前倒し使用

当該年度の研究が加速し、次年度以降の研究費を前倒して使用することを希望する場合には、当該年度の調整金から前倒し使用分の追加配分を受けることが可能。

次年度使用

研究費を次年度に持ち越して使用する場合、まずは繰越し制度によって対応することが基本。ただし、繰越し制度の要件に合致しない場合や繰越し申請期限以降に繰越し事由が発生した場合、これを一旦不用として国庫に返納した上で、次年度の調整金から原則として未使用額全額を上限として配分を受け、使用することが可能。

※詳細は文科省HP (http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1330870.htm)を参照

「科研費審査システム改革2018」の概要

1. 審査システムの見直し

科研費の公募・審査の在り方を抜本的に見直し、
多様かつ独創的な学術研究を振興する

従来の審査システム(平成29年度助成)

最大400余の細目等で 公募・審査

細目数は321、応募件数が最多の
「基盤研究(C)」はキーワードにより
さらに細分化した432の審査区分で審査。

| |
|---------|
| 基盤研究(S) |
| 基盤研究(A) |
| (B) |
| (C) |
| 若手研究(A) |
| (B) |

- ・ほとんどの研究種目で、細目ごとに同様の審査を実施。
- ・書面審査と合議審査を異なる審査委員が実施する2段階審査方式。

※「挑戦的萌芽研究」を発展・見直し、平成29年度公募から新設した「挑戦的研究」では、「中区分」を使用し、「総合審査」を先行実施。

新たな審査区分と審査方式による公募・審査 ~平成30年度助成(平成29年9月公募)~

「分科細目表」
を廃止

新たな審査システムへ移行

大区分(11)で公募・審査
中区分を複数集めた審査区分

基盤研究(S)

「総合審査」方式—より多角的に—

個別の小区分にとらわれることなく審査委員全員が書面審査を行ったうえで、同一の審査委員が幅広い視点から合議により審査。

※基盤研究(S)については、「審査意見書」を活用。

・特定の分野だけでなく関連する分野からみて、その提案内容を多角的に見極めることにより、優れた応募研究課題を見出すことができる。

・改善点(審査コメント)をフィードバックし、研究計画の見直しをサポート。

中区分(65)で公募・審査
小区分を複数集めた審査区分

基盤研究(A)

挑戦的研究

小区分(306)で公募・審査
これまで醸成されてきた多様な
学術に対応する審査区分

基盤研究(B)
(C)

若手研究

「2段階書面審査」方式—より効率的に—

同一の審査委員が電子システム上で2段階にわたり書面審査を実施し、採否を決定。

・他の審査委員の評価を踏まえ、自身の評価結果の再検討。

・会議体としての合議審査を実施しないため審査の効率化。

(注)人文社会・理工・生物等の「系」単位で審査を行っている大規模研究種目(「特別推進研究」、「新学術領域研究」)の審査区分は基本的に従来どおり。

審査方式については、当該種目の見直しの進捗を踏まえて逐次改善する予定。

「科学研究費助成事業の審査システム改革について」(平成29年1月17日科学技術・学術審議会学術分科会)

文科省HP掲載箇所 http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1362786.htm

科研費による挑戦的な研究に対する支援強化について

(平成28年12月20日科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会)

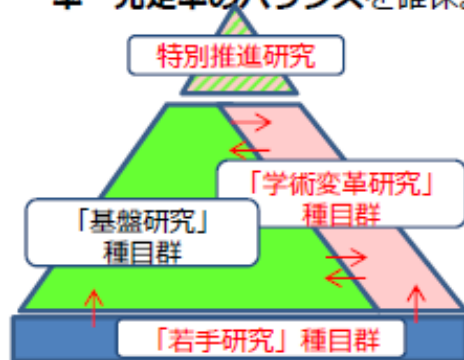
2. 研究種目・枠組みの見直し

1. 日本の研究をめぐる危機

- 我が国の学術研究にとって、新たな知の開拓に挑む「挑戦性」の追求が最重要課題。
 - しかし、近年、以下のような問題が顕在化。
 - ・研究者の自由なボトムアップ研究をめぐる環境が劣化（基盤的経費の縮減、研究時間の減少など）。
 - ・短期的な成果を目指した研究が増加する一方、長期的視点に立った挑戦的な研究が減退。
 - ・軌を一にして、日本の論文生産の順位などにおける存在感の低下（過去10年でTop10%論文数 4位→10位）。
- ⇒ 学術研究を支える唯一の競争的資金である科研費により、**学術の枠組みの変革・転換を志向する**挑戦的な研究を積極的に支援。学問の「たこつぼ化」を是正する審査システム改革との一体的な見直しを推進。

2. 研究種目の見直し

- 「基盤研究」種目群を基幹としつつ、相補的な「学術変革研究」種目群等を再編・強化し、新たな体系へ。
- 各種目の性格に応じた採択率・充足率のバランスを確保。



3. 今後の検討課題

- 分野間の資源配分や審査負担の在り方について検討。
- 「新学術領域研究」の見直しについて平成32年度助成を目標に検討。

(1) 「挑戦的萌芽研究」の見直し

- 学術に変革をもたらす大胆な挑戦を促すため、現行の「挑戦的萌芽研究」（～500万円）を発展させ、より長期的かつ大規模な支援を可能化。
- ⇒ 新種目「挑戦的研究（萌芽）」（～500万円）、「挑戦的研究（開拓）」（500～2000万円）を創設。
【平成29年度助成から】
- …論文等の実績よりもアイデアの斬新性等を重視。
 - …大括り化した審査区分の下、合議を重視した「総合審査」を先行実施。
 - …真に挑戦的な研究課題を厳選、その実行を担保する十分な資金を配分。
 - …計画の柔軟な変更を可能とするため、基金制度を「挑戦的研究（萌芽）」に適用。

(2) 「若手研究」の見直し等

- オープンな場での切磋琢磨を促すため、大型の「若手研究（A）」を「基盤研究」に統合。【平成30年度助成から】
- 若手の基盤形成を幅広く支援するため、小型の「若手研究（B）」を充実。
- 研究者としての独立に必要な研究基盤整備のため、所属機関と連携した重点支援の仕組みを新設。
- 「若手研究」の応募要件を博士号取得後8年未満の者に変更。
- 上記の取組を中心に「若手支援プラン」を策定。

(3) 「特別推進研究」の見直し

- 「挑戦性」を一層重視し、助成対象の新陳代謝を促進（同一研究者の複数回受給を不可に）。【平成30年度助成から】

「科研費による挑戦的な研究に対する支援強化について」（平成28年12月20日科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会）

文科省HP掲載箇所 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/037/houkoku/1381248.htm

(注) 研究種目名等を平成30年度時点で更新している。

科研費若手支援プラン(CIO)

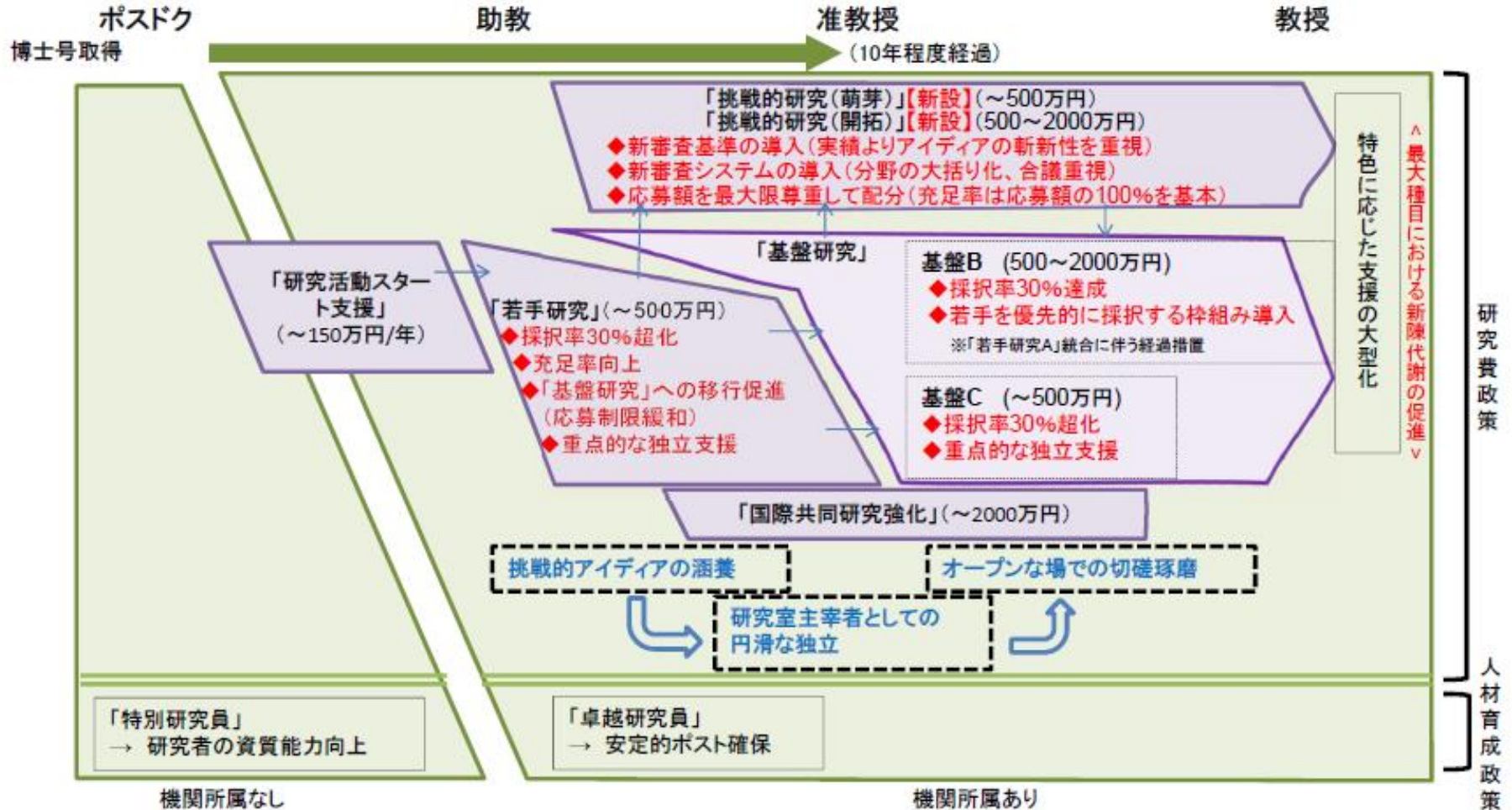
— 次代の学術・イノベーションの担い手のために —

【基本的な考え方】

博士人材育成と軌を一にして、研究者のキャリアに応じた効果的な支援策を切れ目無く展開

→ 目指す研究者・研究環境のイメージ:「より挑戦的に、より自律的に、より開放的に」"More Challenging, More Independent, More Open"

※若手のロールモデルとなる中堅層への支援を含め、科研費を改革・強化



(注) ・採択率等については目標値を含む。

・「科研費による挑戦的な研究に対する支援強化について」(平成28年12月20日科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会)において提示された本プランについて、研究種目名等を平成30年度時点で更新。

科研費制度の改善・充実に向けて

- 第5期科学技術基本計画の計画期間を展望し、これまで「科研費改革の実施方針」に則り、審査システムの見直しをはじめとする科研費改革を実施してきたところ。
- また、研究に関わる不正事案が後を絶たないことから、文部科学省としては、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の策定等を通じて、研究活動における不正行為の防止等に努めてきたところ。
- 引き続き、これらの方針やガイドライン等を踏まえ、情報公開、審査、研究者倫理について更なる改善・充実を図る。

科研費改革の実施方針(抄)

文部科学省
平成27年9月29日
最終改定 平成29年1月27日

第5期科学技術基本計画の計画期間(平成28~32年度)を展望し、科学技術・学術審議会等の提言を尊重しつつ、以下の方針に則り科研費改革を実施する。

1 改革の基本的な考え方

○ これまでの累次の制度改善の成果と課題を踏まえ、学術の現代的要請(挑戦性、総合性、融合性、国際性)により的確に対応し、政策目標に留意しつつ成果創出の最大化を図るため、科研費の基本的な構造をはじめとする抜本的な改革を行う。

○ 学術研究の多様性の確保、研究者の自由な発想に基づく研究を尊重する観点から、それらを担保する公正・透明なピアレビューについて、その信頼性の維持・向上のため不断の改善を図る。

【中略】

○ …併せて研究費の取扱いルールを徹底し、不正の防止と不正に対する厳正な対応を期す。

【後略】

2 改革の工程・進め方

【前略】

○ 科研費改革に対する各界の理解と支持が得られるよう、**科研費の成果を広く発信していく**。また、学術コミュニティをはじめとする各界の意見・要望を受け止め、科研費改革のPDCA サイクルが十分に機能するような体制をとる。

【後略】

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(抄)

平成26年8月26日 文部科学大臣決定

第1節 研究活動の不正行為に関する基本的考え方

3 研究活動における不正行為

研究活動における不正行為とは、研究者倫理に背馳し、上記1及び2(※)において、その本質ないし本来の趣旨を歪ゆがめ、科学コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為にほかならない。

【後略】

(※)引用注:「1 研究活動」「2 研究成果の発表」を指す。

5 研究者、科学コミュニティ等の自律・自己規律と研究機関の管理責任

(1) 研究者、科学コミュニティ等の自律・自己規律

不正行為に対する対応は、**研究者の倫理と社会的責任の問題として、その防止と併せ、まずは研究者自らの規律、及び科学コミュニティ、研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない**。

【中略】

このような**研究者の自己規律を前提としつつ、科学コミュニティは全体として、各研究者から公表された研究成果を厳正に吟味・評価**することを通じて、人類共通の知的資産の蓄積過程に対して、品質管理を徹底していくという、極めて重い責務を遂行しなければならない。

【後略】

第2節 不正行為の事前防止のための取組

【後略】

第4節 特定不正行為及び管理責任に対する措置

【後略】

情報公開について

1. 研究開始時の公開情報の充実 ※次頁参照

【2018年度中に着手】

- これまでは、大型研究種目（「特別推進研究」「基盤研究(S)」「新学術領域研究」）のみ、採択研究課題の審査の所見を公表していたが、**「総合審査」方式の導入を契機として、今後は、科学技術・学術審議会等における議を経た上で、「基盤研究(A)」及び「挑戦的研究」についても採択研究課題の審査の所見を公表し、国民が採択研究課題に対する審査委員のコメント等を知ることができるようにする。**
- これまでは、「科学研究費助成事業データベース(KAKEN)」において、交付内定時に採択研究課題名や配分予定額のみを公表していたが、**上記の審査の所見の公表種目の拡大に伴い、今後は、交付決定後速やかに研究の概要についても公表し、研究開始時において、国民が科研費においてどのような研究が行われるかを知ることができるようにする。**

2. 研究終了後の公開情報の充実

【2019年度提出分から実施】

- これまでは、KAKENにおいて、研究終了後に専門的な研究成果等を記載した研究成果報告書を公表していたが、**今後は、研究成果の学術的意義や社会的意義をわかりやすく説明した内容も研究成果報告書に新たに含めることとし、研究者の説明責任の意識を高めるとともに、国民が科研費においてどのような研究成果が生み出されたかを容易に知ることができるようにする。**

3. ホームページ及びKAKENの改善・充実

【2018年度中に着手】

- **独立行政法人日本学術振興会(JSPS)のホームページやKAKENを改善し、国民が、科研費の採択研究課題の内容や研究成果にアクセスしやすい環境を整備する。**

| 研究種目 | 公表内容 | |
|---|--|---|
| <p>【大型研究種目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 特別推進研究【期間3～5年、2億円～5億円(上限なし)】 ◆ 基盤研究(S)【期間5年、5,000万円～2億円】 ※「総合審査」方式を採用 ◆ 新学術領域研究【期間5年、3億円程度(年間)】 <p>(平成29年度採択件数:114件)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・研究課題(領域)名 ・研究(領域)代表者、所属機関 ・研究期間 ・配分予定額 ・審査の所見 ・研究の概要 | |
| <p>【「総合審査」方式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 基盤研究(A)【期間3～5年、2,000万円～5,000万円】 ◆ 挑戦的研究 <ul style="list-style-type: none"> 〔(開拓)【期間3～6年、500万円～2,000万円】 〔(萌芽)【期間2～3年、～500万円】 <p>(平成29年度採択件数:2,316件)</p> | <p>現行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究課題名 ・研究代表者、所属機関 ・研究期間 ・配分予定額 | <p>改善後(赤字:2018年度中に着手)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究課題名 ・研究代表者、所属機関 ・研究期間 ・配分予定額 ・審査の所見 ・研究の概要 |
| <p>【「2段階書面審査」方式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 基盤研究(B)【期間3～5年、500万円～2,000万円】 ◆ 基盤研究(C)【期間3～5年、～500万円】 ◆ 若手研究【期間2～4年、～500万円】 <p>(平成29年度採択件数:20,962件)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・研究課題名 ・研究代表者、所属機関 ・研究期間 ・配分予定額 | <ul style="list-style-type: none"> ・研究課題名 ・研究代表者、所属機関 ・研究期間 ・配分予定額 ・研究の概要 |



科研費制度の改善・充実について <2/2>

審査について

1. 審査に関する透明性の向上

【2017年度助成審査分(2018年2月公表分)から実施済】

- 審査委員の公表を現行よりも細かい区分により行い、**応募研究課題と担当審査委員の対応関係をより明確にすること**により審査委員の責任感を高めるとともに、審査委員選考者の責任意識を高め、審査及び審査委員選考の公正性の一層の向上を図る。

2. 審査委員の層の充実

【2019年度助成(2018年9月公募)分の審査から実施】

- 若手研究者の審査への早期登用などにより、**審査への習熟度を高めた研究者を増やし、審査委員の層の充実を図ること**によって、審査委員の新陳代謝の向上に努めるとともに、最新の研究動向や学説動向をより柔軟に反映した審査の実施を図る。

研究者倫理について

3. 研究者の自覚と責任において実施する研究であることの周知

【2018年6月発行の科研費ハンドブック(研究者用)や2019年度助成(2018年9月公募)分の公募要領から記載】

- 科研費による研究は研究者の自覚と責任において実施するものであり、研究の実施や研究成果の公表等については、国や資金配分機関の要請等に基づくものではなく、**その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されることを周知する。**

4. 研究遂行上の配慮事項の公募要領等での周知

【2018年6月発行の科研費ハンドブック(研究者用)や2019年度助成(2018年9月公募)分の公募要領から記載】

- 日本学術会議が作成している全ての学術分野に共通する基本的な規範である声明「科学者の行動規範—改訂版—」(平成25年1月25日)(うちI. 科学者の責務)や、日本学術振興会が作成している研究倫理教育に関する教材「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」(日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会)の内容のうち、**研究者が研究遂行上配慮すべき事項について、公募要領や審査の手引き等において改めて周知する。**

5. 交付申請時に研究者が研究遂行上の配慮事項を十分認識しているかを確認

【2019年度助成(2018年9月公募)分から実施】

- 交付申請時に、日本学術会議の声明「科学者の行動規範—改訂版—」や、日本学術振興会の「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」の内容のうち、**研究者が研究遂行上配慮すべき事項について、十分認識しているか確認・誓約を求め、研究者の責任意識を高め、不正使用等の一層の防止に努める。**

背景・課題

- 国際的な研究力競争が激化する中、国際共著論文の割合が低調である等、日本の存在感が低下
- 基盤研究費の縮減等により、研究費・研究時間が劣化
- 若手研究者の雇用・研究環境が劣化

【未来投資戦略2018における記載】

若手研究者が自立的に研究に挑戦できるよう、**科学研究費助成事業等について若手向け研究種目への重点化**を図る

- 科研費は我が国の論文産出を質・量の両面で牽引^(※)し、イノベーションの源泉である「学術研究」を幅広く支援
- 科研費改革の全面展開を加速させるため、制度の「質の向上」と「量の充実」の一体的強化が不可欠

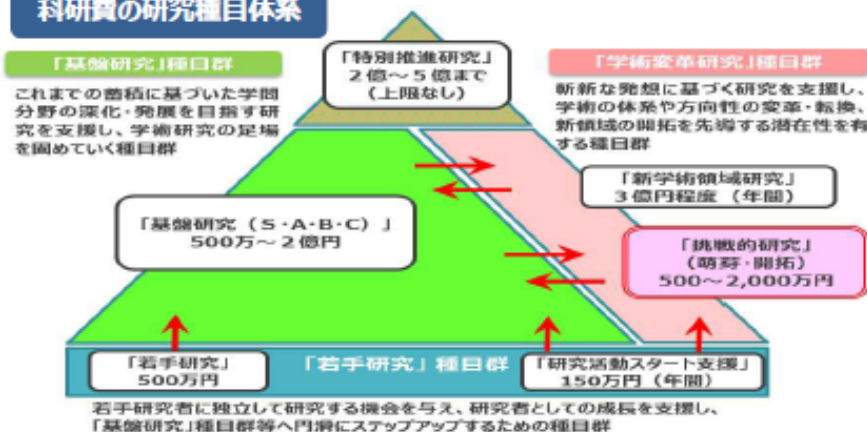
(※) 科研費関連論文のTOP10%論文の割合は約10%で、科研費非関連論文の割合約7%を大幅に上回り、産出数も我が国の産出数の約60%を占める（Web of Science XMLを用いて科学技術・学術政策研究所が集計）



事業概要

- 人文学・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする「競争的資金」
- 中核的研究種目の充実を通じた「**科研費若手支援プラン**」の**実行**や**国際共同研究の一層の強化**により、**科研費改革を着実に推進**する

科研費の研究種目体系



2019年度要求の骨子

1. 中核的研究種目の充実を通じた「科研費若手支援プラン」の実行

- 若手研究者のキャリア形成に応じた支援を強化するため、「**若手研究**」とともに「**基盤研究**」種目群を**拡充**
- 特に、国際競争下での研究の高度化に欠かせない、より規模が大きい「**基盤研究(B)**」を**拡充**
- 若手研究者を中心に研究活動のスタートを最初に支援し、その後の研究への円滑なステップアップを促進する「**研究活動スタート支援**」を**拡充**

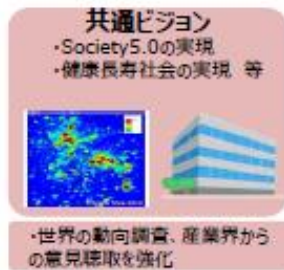
2. 国際共同研究の推進（「国際共同研究加速基金」の拡充）

- 若手研究者の参画を必須として国際共同研究を加速する「**国際共同研究強化(B)**」を**拡充**
- 海外の研究機関に所属する優秀な若手研究者等の帰国後の研究を支援する「**帰国発展研究**」を**拡充**
- 科研費に海外渡航時の研究費の中断制度を導入（制度改善事項）

10年後を見据え、研究生産性の高い事業等について、**若手研究者**を中心に、リソースの重点投下・制度改革

■ 新興・融合領域への取組を格段に強化 ～戦略的創造研究推進事業～

- ・目指すべき社会像を示したビジョンの下、継続性を持って戦略目標を設定
- ・世界最先端科学技術の動向調査を基に、**新興・融合領域を強力に開拓するため、領域数を拡充**
- ・若手研究者を支援する「さきがけ」を充実
【さきがけ研究者数(2017年度)：約500人】



- 戦略目標
- 戦略目標
- 戦略目標

■ 海外で研さんを積み挑戦する機会の抜本的拡充

- ・「海外特別研究員事業」の拡充【採用者数(2018年度)：約500人】
- ・「国際競争力強化研究員事業」の創設
- ・科研費による研究について以下の取組を実施(科研費予算の内数)
 - ①若手研究者の参画を必須とした国際共同研究種目を充実
 - ②国外の研究機関に所属する優秀な若手研究者の応募を促進し帰国後の研究を支援する「帰国発展研究」を充実
 - ③海外渡航時の研究費の中断制度を導入し、帰国後の研究費を保障
- ・「卓越研究員制度」に帰国する海外トップクラスの研究者を対象とした特別枠を創設

海外渡航経験によるキャリアアップを後押し



■ 科研費による挑戦的な研究及び若手研究者への重点支援

- ・**若手研究者**を中心とした種目を抜本的に強化
【若手研究者の助成者数(2017年度)：約21,000人、新規採択者に占める若手比率：36%】
【特別研究員(PD)(2018年度)：約900人】

▲：若手研究者

■ 共同利用・共同研究体制の機能強化による研究基盤の整備

- ・共同利用・共同研究拠点の評価に基づく改革の推進や国際共同利用・共同研究拠点の整備
- ・個々の大学での実施が困難な学術研究の大型プロジェクトの推進
- ・新分野創成・異分野融合等に向けた大学共同利用機関の機能強化 など

あわせて、プロジェクト型競争的研究費により雇用される若手研究者がプロジェクト以外の自立的な研究活動を行う際の要件について考え方を整理

新学術領域研究(研究領域提案型)の見直しの方向性について

平成30年7月31日 文部科学省科学技術・学術審議会研究費部会決定

〈見直しの背景〉

科学・技術学術審議会研究費部会は、「新学術領域研究(研究領域提案型)」を、「学術変革研究」種目群として位置付け、その在り方を検討すべきと提言し、科研費改革に関する作業部会(以下、「作業部会」という。)を設置した。

作業部会は、基盤研究等では代替しがたいグループ研究の成果を確認し、今後もグループ研究による支援が必要であるとの結論に至る一方で、新学術領域研究は、領域の構成や研究期間の設定に柔軟性がなく、研究の特性に応じた柔軟で機動的な対応が困難になっているのではないかとの課題・問題意識があることから、新学術領域研究(研究領域提案型)の制度改善を図るために、3点を見直しの方向性として整理した。

新学術領域研究(研究領域提案型)の見直しの方向性について

平成30年7月31日 文部科学省科学技術・学術審議会研究費部会決定

①目的を見直す

「学術の体系や方向の変革・転換を先導する」学術研究領域で、「学問分野に新たな変革や転換をもたらすもの、学問分野において強い先端的な部分の発展をもたらすもの」を対象とするように目的を見直すとともに、現在の研究種目名を変更する。

②学術研究領域の構成を見直す

研究領域の特性等に応じて、「総括班」、「計画研究」及び「公募研究」の構成を柔軟に設定できることとする。

③支援規模を見直す

研究領域の規模に応じた適切な審査が可能となるように応募総額に応じた区分を設ける。その際、挑戦性・緊急性の高い学術研究上の課題への短期的・集中的な取組が可能となるように、領域運営の機動性に配慮し、小規模で実施する区分を設ける。また、評価結果を踏まえて発展させる仕組みを検討する。

※平成32年度助成から見直した内容で公募予定

現状

- 科研費が採択されている研究者が、1年を超えるような長期にわたって科研費による研究を実施できなくなった場合は、研究課題を廃止する必要がある。
- その例外として、研究者が産前産後の休暇や育児休業によって科研費による研究の中断を希望する場合は、研究課題を廃止することなく中断し、育児休業等からの復帰後に再開することができる。

今後の対応の方向性

- 優秀な若手研究者等が、海外渡航によって科研費による研究の継続を断念することがないように、育児休業等と同様に、海外渡航時における科研費の中断・再開制度を平成31年度助成から導入し、海外での研鑽を積み挑戦する機会の創出を促進する。
(中断を可能とする期間等の詳細な要件等は今後検討。)

科研費審査システム改革 科研費の審査について

(科研費審査システム改革2018)

「科研費審査システム改革2018」の概要

科研費の公募・審査の在り方を抜本的に見直し、
多様かつ独創的な学術研究を振興する

従来の審査システム（平成29年度助成）

新たな審査区分と審査方式 平成30年度助成（平成29年9月公募）～

最大400余の細目等で
公募・審査

細目数は321、応募件数が最多の
「基盤研究（C）」はキーワードにより
さらに細分化した432の審査区分で審査。

| |
|---------|
| 基盤研究（S） |
| 基盤研究（A） |
| （B） |
| （C） |
| 若手研究（A） |
| （B） |

- ・ほとんどの研究種目で、細目ごとに同様の審査を実施。
- ・書面審査と合議審査を異なる審査委員が実施する2段階審査方式。

※「挑戦的萌芽研究」を発展・見直し、平成29年度公募から新設した「挑戦的研究」では、「中区分」を使用するとともに「総合審査」を先行実施。

「分科細目表」
を廃止

新たな審査システムへ移行

大区分（11）で公募・審査
中区分を複数集めた審査区分

基盤研究（S）

中区分（65）で公募・審査
小区分を複数集めた審査区分

基盤研究（A）

挑戦的研究

小区分（306）で公募・審査
これまで醸成されてきた多様な
学術に対応する審査区分

基盤研究（B）
（C）

若手研究

「総合審査」方式—より多角的に—

個別の小区分にとらわれることなく審査委員全員が書面審査を行ったうえで、同一の審査委員が幅広い視点から合議により審査。

※基盤研究（S）については、「審査意見書」を活用。

- ・特定の分野だけでなく関連する分野からみて、その提案内容を多角的に見極めることにより、優れた応募研究課題を見出すことができる。
- ・改善点（審査コメント）をフィードバックし、研究計画の見直しをサポート。

「2段階書面審査」方式—より効率的に—

同一の審査委員が電子システム上で2段階にわたり書面審査を実施し、採否を決定。

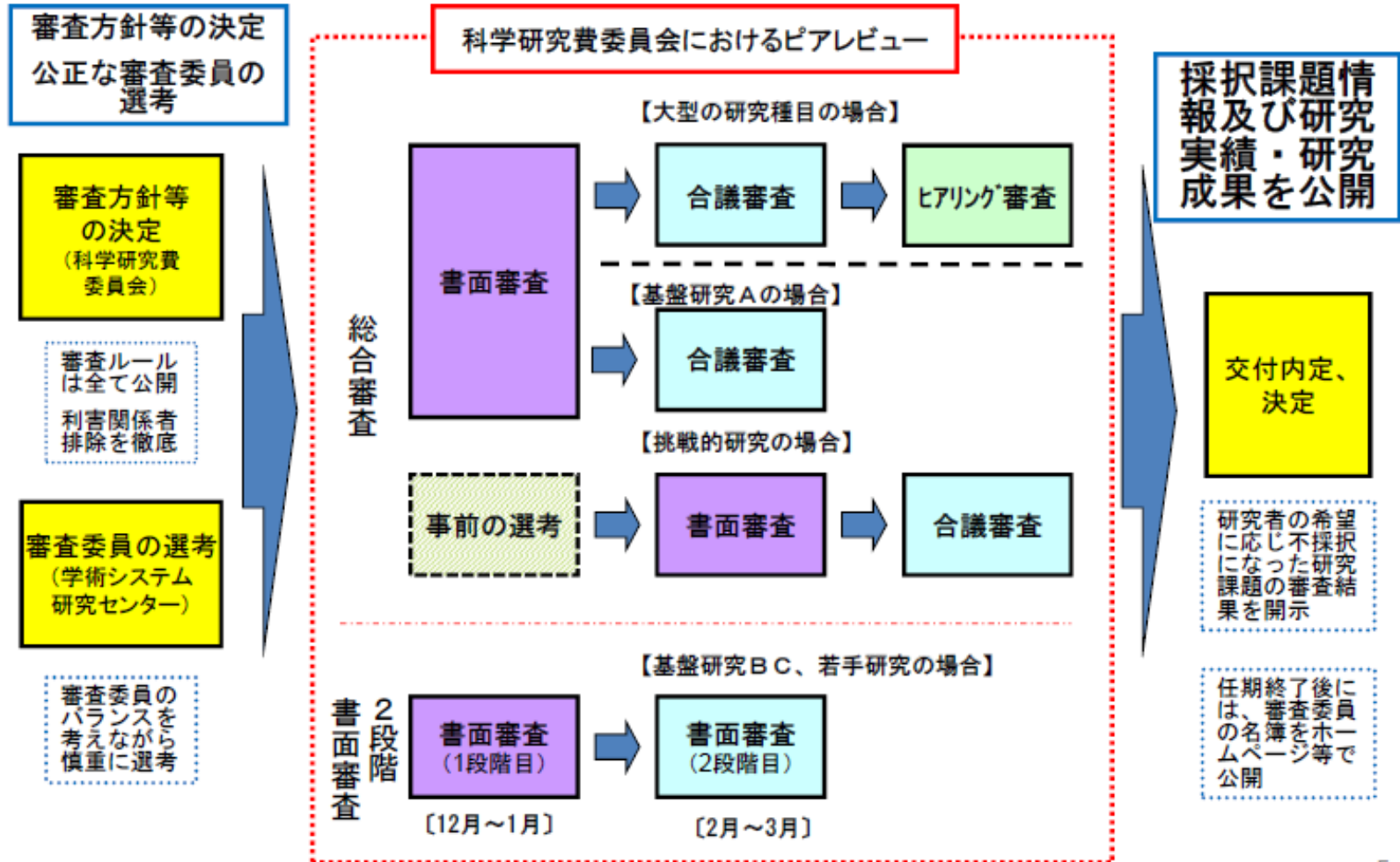
- ・他の審査委員の評価を踏まえ、自身の評価結果の再検討。
- ・会議体としての合議審査を実施しないため審査の効率化。

注）人文社会・理工・生物等の「系」単位で審査を行っている大規模研究種目（「特別推進研究」、「新学術領域研究」）の審査区分は基本的に現行どおり実施する。審査方式については、当該種目の見直しの進捗を踏まえて逐次改善する予定。

※詳しくは、文科省HPをご確認ください。（http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1380674.htm）

科研費の審査方法

—公正で透明な審査手続—



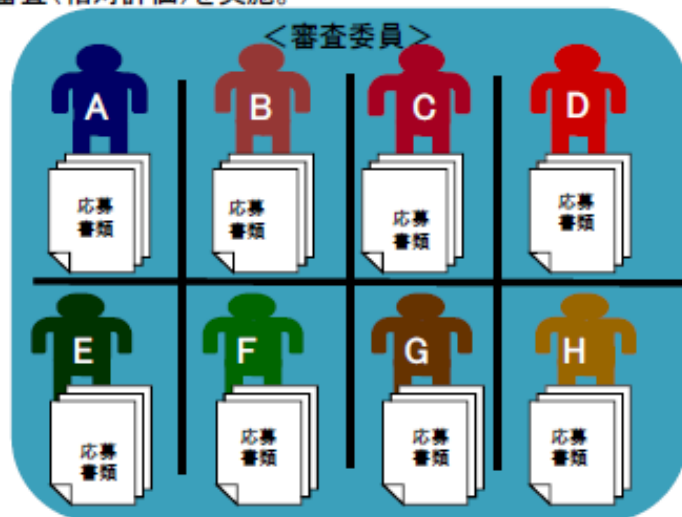
「総合審査」の概要

- 比較的大型の種目である「基盤研究(S)」「基盤研究(A)」「挑戦的研究」は、幅広い分野の複数の審査委員が、複数段階の審査(書面審査を行った上で合議審査を実施)を行う「総合審査」を実施。
- 特定の分野に限らず、関連する幅広い分野から多角的な審査を行うことができ、不採択者には審査の所見を開示することで、次回の研究計画立案の参考にすることができる。

【「総合審査」のイメージ】

書面審査(中区分、大区分ごと)

1課題当たり、より幅広い分野にわたって(「中区分」ごと)配置された複数名の審査委員が電子システム上で書面審査(相対評価)を実施。



合議審査(中区分、大区分ごと)

書面審査の集計結果をもとに、書面審査と同一の審査委員が合議によって多角的な審査を実施し、採否を決定。



【審査委員の総合審査への理解の向上に関する取組】

- ・総合審査では幹事が重要な役割を担うため、幹事に対して説明会を実施
- ・総合審査の趣旨を全ての審査委員が理解できるようマニュアルを作成し、審査の前に電子申請システム上で必ず確認

総合審査:「基盤研究(S・A)」

審査方法

審査委員全員が全ての研究課題について、書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で各応募研究課題について幅広い視点から議論を行う。
なお、「基盤研究(S)」では専門分野が近い研究者が作成する審査意見書を書面審査及び合議審査で活用するとともにヒアリング審査を行う。

審査委員数

6～8名

評点分布等

【書面審査】

4段階の相対評価：S（10%）、A（10%）、B（10%）、C（70%）

【合議審査】

応募研究課題について、1課題ごとにお互いの意見に対する率直な議論を納得がいくまで重ねて採否を決定。

審査結果の開示

おおよその順位と「審査結果の所見」を開示

総合審査:「挑戦的研究」

審査方法

審査委員が分担して事前の選考を行った上で、審査委員全員が全ての研究課題について、書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で各応募研究課題について幅広い視点から議論を行う。

(事前の選考は概要版でのみ審査。応募件数が少ない場合は実施しない。)

審査委員数

6～8名 (事前の選考は3名で分担)

評点分布等

【事前の選考】

4段階の相対評価：4 (10%)、3 (10%)、2 (10%)、1 (70%)

【書面審査】 (採択可能件数の2倍程度の課題を対象)

4段階の相対評価：S (採択可能件数の1/3)、A (同左)、B (同左)、C (残り)

【合議審査】

応募研究課題について、1課題ごとにお互いの意見に対する率直な議論を納得がいくまで重ねて採否を決定。

審査結果の開示

合議審査で不採択となった課題についておおよその順位と「審査結果の所見」を開示
(事前の選考で不採択となった課題についてはおおよその順位を開示)

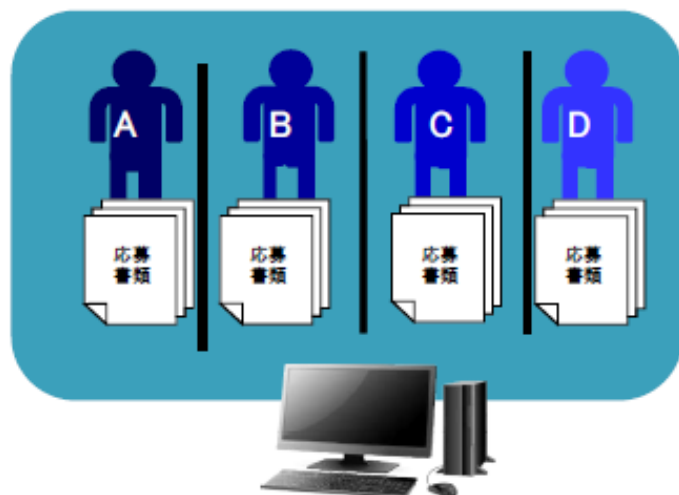
「2段階書面審査」の概要

- 比較的小型で、応募が数万件に及ぶ種目である「基盤研究(B)」「基盤研究(C)」「若手研究」については、複数の審査委員が電子システム上で2段階にわたって書面審査を行う「2段階書面審査」を実施。
- 同一の審査委員による複数段階にわたる審査により、他の審査委員が付した評価結果を踏まえた自身の評価結果の再検討を行うことができ、合議審査を実施しないため、審査委員の負担軽減と審査を効率化することができる。

【「2段階書面審査」のイメージ】

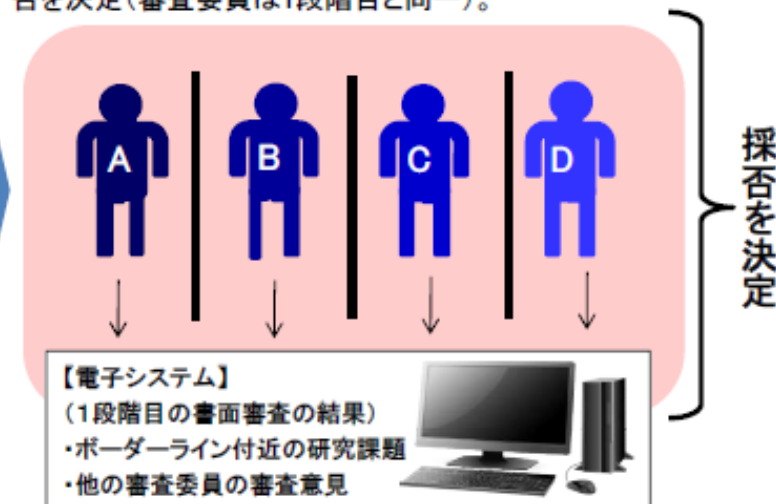
1段階目の書面審査(小区分ごと)

1課題当たり、「小区分」ごとに配置された複数名の審査委員が電子システム上で書面審査を(相対評価)を実施。



2段階目の書面審査(小区分ごと)

1段階目の書面審査の集計結果をもとに、他の委員の審査意見も参考に電子システム上で2段階目の評点を付し、採否を決定(審査委員は1段階目と同一)。



2段階書面審査:「基盤研究(B・C)」「若手研究」

審査方法

審査委員が各研究課題について、合議審査を行わず、同一の審査委員が2段階にわたり書面審査を行う。

審査委員数

基盤研究 (B) : 6名
基盤研究 (C)、若手研究 : 4名

評点分布

【1段階目の書面審査】

4段階の相対評価: 4 (10%)、3 (20%)、2 (40%)、1 (30%)
(各評定要素は4段階の絶対評価)

【2段階目の書面審査】 (採否のボーダーラインの課題を対象)

4段階の相対評価: A (採択予定件数の1/3)、B (同左)、C (同左)、D (残り)

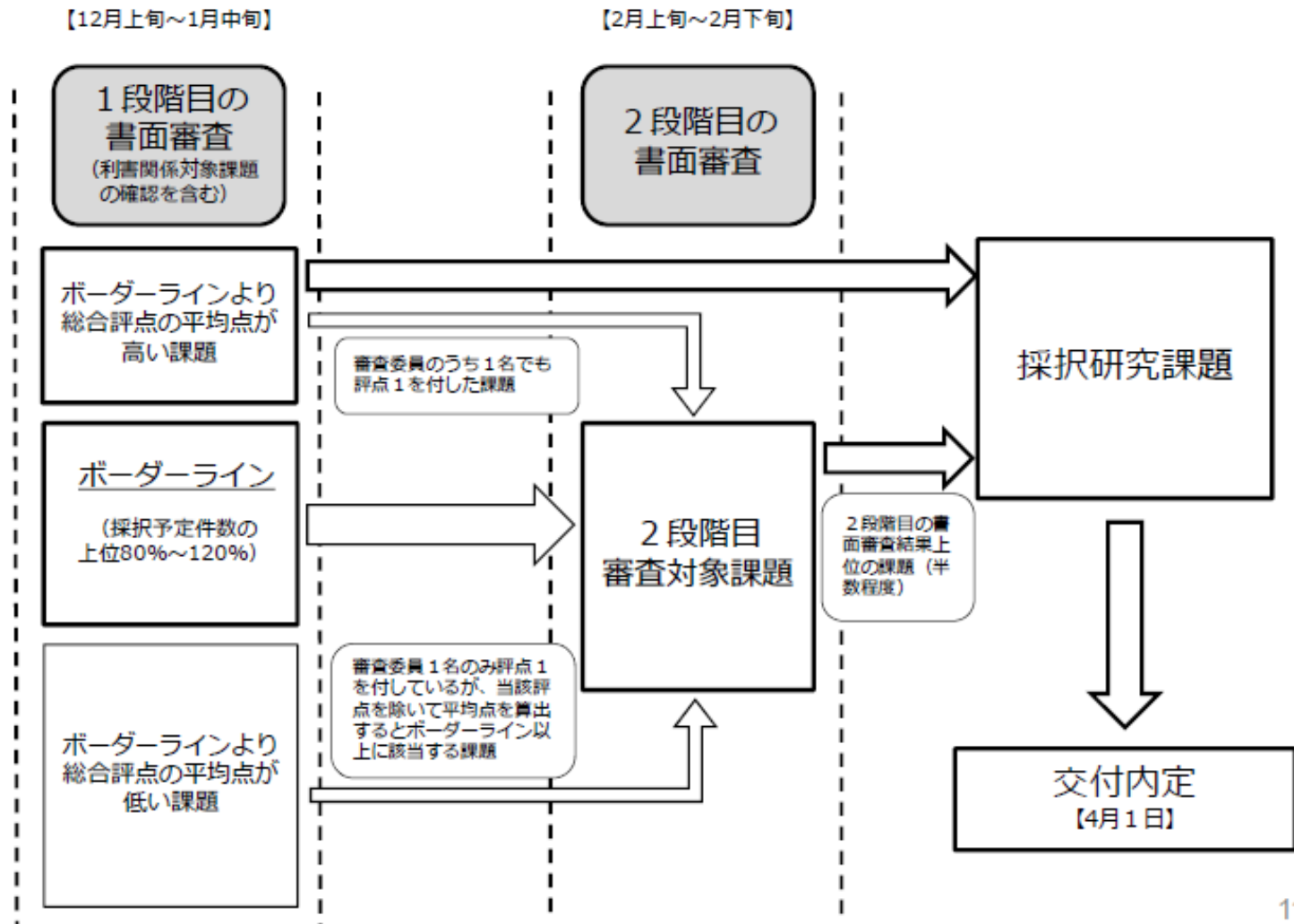
※2段階目の対象について、一部の審査委員が極端に低い評点を付した研究課題についても考慮

審査結果の開示

おおよその順位、各評定要素の素点 (平均点)、「定型所見」を開示

10

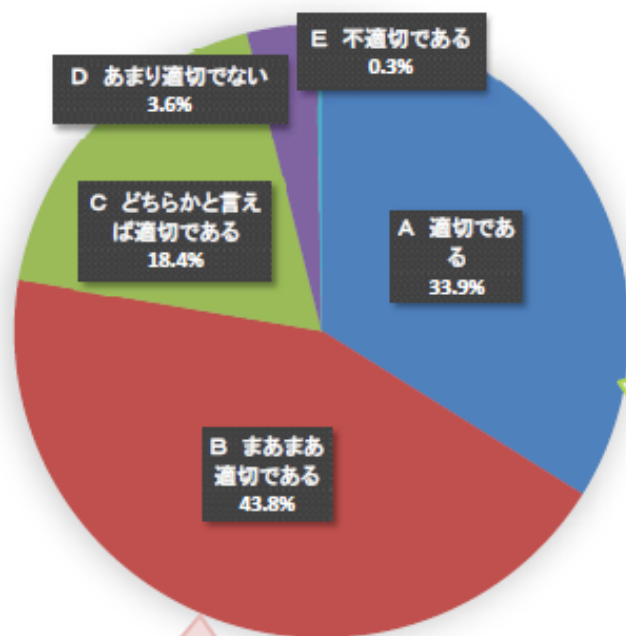
2段階書面審査の流れ(イメージ)



2段階書面審査に関するアンケート調査結果

<設問>

2段階の書面審査による審査方式は適切であったと考えられましたか。



約9割の審査委員から適切
であったと回答

<主なご意見>

- ・他の審査委員からの指摘を参考にして、多様な視点から再評価が可能となり評価が充実した
- ・常に電子システムにアクセスし審査可能のため、審査を効率的に進めることができた
- ・視野が広がり、自分が気付かなかった点からの指摘もあり参考になった
- ・審査時期は入試等で多忙のため、審査件数は減らしてほしい

科研費のPeer review

科研費を獲得すること＝審査委員となり得ること

調査対象：平成30年度基盤研究(B・C)及び若手研究の審査を担当した審査委員から無作為に抽出し、審査方式に対するアンケートを実施(アンケート依頼者数：1,063件、回答数：690件、平成30年4月実施)

平成31年度公募内容の変更点

研究種目：特別推進研究、基盤研究、挑戦的研究、若手研究、
奨励研究、国際共同研究加速基金(帰国発展研究)(H30)

主な変更点について

1. 科研費に応募する方へ
2. 研究機関への留意事項
3. 研究計画調書の変更について
4. 研究組織の変更について
5. 研究分担者承諾書の電子化について
6. 審査におけるresearchmapの参照について
7. 研究者の自覚と責任について
8. 研究者が遵守すべき行動規範について
9. 研究開始時の公開情報の充実
10. 帰国発展研究について

※1. ～9. については新学術領域研究(研究領域提案型)においても、同様の変更を行います。

科研費に応募する方へ

- 科研費は、研究者個人の独創的・先駆的な研究に対する助成を行うことを目的とした競争的資金制度ですので、研究計画調書の内容は応募する研究者独自のものでなければなりません。
- 研究計画調書の作成に当たっては、他人の研究内容の剽窃、盗用は行ってはならないことであり、応募する研究者におかれては、研究者倫理を遵守することが求められます。

<今回の公募要領より追加記載された事項>

- 科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。
- 科学的知識の質を保証するため、また、研究者個人やコミュニティが社会からの信頼を獲得するためには、科学者に求められる行動規範を遵守し、公平で誠実な研究活動を行うことが不可欠です。日本学術会議「科学者の行動規範」(うち、I. 科学者の責務)や、日本学術振興会「科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー」(特に、Section I 責任ある研究活動とは)の内容を理解し確認してください。

各研究機関におかれては、科研費に応募する方へ必ず周知くださるようお願いいたします。

研究機関への留意事項

<今回の公募要領より記載された事項>

- 科研費は、研究者の自由な発想に基づく独創的・先駆的な研究を支援するものです。応募研究課題の審査に当たっては、研究者コミュニティ自らが選ぶ研究者が、個々の研究の学術的価値を相互に評価・審査し合うピアレビュー（Peer Review）のシステムを採っており、毎年7,000名以上の研究者の協力により支えられています。
- 科研費の審査においては、平成30年度助成から新たな審査方式を導入するなどの改善を図る一方で、近年、科研費のニーズの高まりを受けて応募件数が10万件を超えており、応募件数の増加に伴って、審査委員として御協力いただいている研究者の審査負担も増加しています。
- 今後、仮に審査負担が更に増加して研究者への負担が過度になってしまうと、研究者の教育研究への影響や審査の質の低下も懸念されます。また、応募件数の増加については、昨今、一部研究機関において、科研費への応募を組織の目標としていることもその一因になっていると考えられます。本来、科研費の応募は研究者の発意に基づいて行われるものであり、各研究機関において科研費に応募させることを目的化するようなことは望ましくありません。

各研究機関におかれては、科研費制度の趣旨、目的を研究機関内で改めて共有するようお願いいたします。

研究計画調書の変更について①

【科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会等における議論の概要】

(問題意識等)

- 「研究業績」欄に必ずしも研究課題とは関係のない業績を不必要に連ねたりする可能性など、審議過程において応募、審査の本来の在り方を歪めかねない実態があるのではないか。
- 「研究業績」欄が、応募者にとって「できるだけ多くの業績でスペースを埋めなければ審査において不利になるのではないか。」といった誤った認識を与えている可能性があるのではないか。
- 研究代表者及び研究分担者の分担内容に応じた研究遂行能力を評価するために研究業績等の確認は必要だが、研究業績等の「書かせ方」については一考の余地がある。
- 科研費の審査に関し、あたかも業績偏重主義であるかのような認識を応募者その他に与える可能性については、できるだけ是正を試みるべきであり、そのための工夫を考慮する必要がある。
- 「研究業績」欄を引き続き活用する場合にあっては、応募者が研究遂行能力の評価に必要な情報を適切に記載できるような配慮が必要。(単に「欄を埋める」ことが重要であるかのような印象を払拭する必要がある。)
- 研究業績等による研究遂行能力の評価について、応募者、審査担当者の双方に正しい認識を醸成するよう努めることが必要。

研究計画調書の変更について②

(基本的な考え方等)

- 科研費の審査は、研究代表者から提案された研究課題について、学術的独自性や創造性、研究目的の明確さ等を考慮するとともに、当該研究者の研究遂行能力をも厳正に評価し、研究課題を選定することとしている。
- 研究計画調書における研究業績の位置付けは、研究計画調書に記載された研究を遂行するに当たり、実行可能性を判断するためのもの。
- これらの趣旨を踏まえ、研究業績の取扱いについては、当該研究計画に対する研究遂行能力を有しているかを確認するものであることを明確化する。



「研究代表者および研究分担者の研究業績」欄
を評定要素に合わせ、
「応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄に変更

研究計画調書の変更について③

※基盤研究(A)の研究計画調書

2 本研究の着想に至った経緯など

本欄には、(1)本研究の着想に至った経緯と準備状況、(2)関連する国内外の研究動向と本研究の位置づけ、~~(3)これまでの研究活動、(4)準備状況と実行可能性~~、について12頁以内で記述してください。

「~~(3)これまでの研究活動~~」の記述には、研究活動を中断していた期間がある場合にはその説明などを含めても構いません。

3 応募者の研究遂行能力及び研究環境

本欄には応募者(研究代表者、研究分担者)の研究計画の実行可能性を示すため、(1)これまでの研究活動、(2)研究環境(研究遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等を含む)について2頁以内で記述すること。

「(1)これまでの研究活動」の記述には、研究活動を中断していた期間がある場合にはその説明などを含めてもよい。

・「2 本研究の着想に至った経緯など」に記載のあった内容の一部を「3 応募者の研究遂行能力及び研究環境」に移行。

・「3 応募者の研究遂行能力及び研究環境」は、研究業績(論文、著書、産業財産権、招待講演等)を網羅的に記載するのではなく、本研究計画の実行可能性を説明するとともに、その根拠となる文献等の主要なものを適宜記載することとする。(研究計画調書作成・記入要領参照)

※研究業績を一切書かなくとも良い、あるいは、書けないということではありません。

研究計画調書の変更について④

主な研究種目の研究計画調書の構成について、以下のとおり変更しています。

| | | | |
|---|--|---|--|
| 特別推進研究 修正前 (計17頁+α) (研究概要等の英語版) : 4頁以内 (研究業績等の英語版) : 3頁~/1名 研究目的、背景など 特別推進研究としての意義 研究計画・方法 研究代表者の研究遂行能力及研究実績 人権の保護及び法令等の遵守への対応 研究計画最終年度前年度応募を行う場合の記述事項 海外の研究者に審査意見を求めることが適当でない場合、その理由 : 1頁~ | | 修正後 (計17頁+α) (研究概要等の英語版) : 4頁以内 (研究業績等の英語版) : 3頁~/1名 研究目的、背景など 特別推進研究としての意義 研究計画・方法 応募者の研究遂行能力及研究実績 人権の保護及び法令等の遵守への対応 研究計画最終年度前年度応募を行う場合の記述事項 海外の研究者に審査意見を求めることが適当でない場合、その理由 : 1頁~ | |
| 基盤研究 (S) 修正前 (計9頁+α) 1. 研究目的、研究方法など : 5頁 2. 本研究の着想に至った経緯など : 2頁 3. 人権の保護及び法令等の遵守への対応 : 1頁 4. 研究計画最終年度前年度応募を行う場合の記述事項 (研究者履書 (研究業績)) : 2頁/1名 | | 修正後 (計8頁+α) 1. 研究目的、研究方法など : 5頁 2. 本研究の着想に至った経緯など : 1頁 3. 人権の保護及び法令等の遵守への対応 : 1頁 4. 研究計画最終年度前年度応募を行う場合の記述事項 (研究者履書 (研究代表者) (研究遂行能力及研究実績)) (研究者履書 (研究分担者) (研究遂行能力及研究実績)) : 2頁/1名 | |
| 基盤研究 (A) 修正前 (計10頁) 1. 研究目的、研究方法など : 4頁 2. 本研究の着想に至った経緯など : 2頁 3. 研究代表者および研究分担者の研究業績 : 2頁 4. 人権の保護及び法令等の遵守への対応 : 1頁 5. 研究計画最終年度前年度応募を行う場合の記述事項 : 1頁 | | 修正後 (計10頁) 1. 研究目的、研究方法など : 5頁 2. 本研究の着想に至った経緯など : 1頁 3. 応募者の研究遂行能力及研究実績 : 2頁 4. 人権の保護及び法令等の遵守への対応 : 1頁 5. 研究計画最終年度前年度応募を行う場合の記述事項 : 1頁 | |
| 基盤研究 (B) 修正前 (計9頁) 1. 研究目的、研究方法など : 3頁 2. 本研究の着想に至った経緯など : 2頁 3. 研究代表者および研究分担者の研究業績 : 2頁 4. 人権の保護及び法令等の遵守への対応 : 1頁 5. 研究計画最終年度前年度応募を行う場合の記述事項 : 1頁 | | 修正後 (計9頁) 1. 研究目的、研究方法など : 4頁 2. 本研究の着想に至った経緯など : 1頁 3. 応募者の研究遂行能力及研究実績 : 2頁 4. 人権の保護及び法令等の遵守への対応 : 1頁 5. 研究計画最終年度前年度応募を行う場合の記述事項 : 1頁 | |
| 基盤研究 (C) 修正前 (計8頁) 1. 研究目的、研究方法など : 3頁 2. 本研究の着想に至った経緯など : 1頁 3. 研究代表者および研究分担者の研究業績 : 2頁 4. 人権の保護及び法令等の遵守への対応 : 1頁 5. 研究計画最終年度前年度応募を行う場合の記述事項 : 1頁 | | 修正後 (計8頁) 1. 研究目的、研究方法など : 3頁 2. 本研究の着想に至った経緯など : 1頁 3. 応募者の研究遂行能力及研究実績 : 2頁 4. 人権の保護及び法令等の遵守への対応 : 1頁 5. 研究計画最終年度前年度応募を行う場合の記述事項 : 1頁 | |
| 若手研究 修正前 (計7頁) 1. 研究目的、研究方法など : 3頁 2. 本研究の着想に至った経緯など : 1頁 3. これまでの研究活動 : 1頁 4. 研究代表者の研究業績 : 1頁 5. 人権の保護及び法令等の遵守への対応 : 1頁 | | 修正後 (計7頁) 1. 研究目的、研究方法など : 3頁 2. 本研究の着想に至った経緯など : 1頁 3. 応募者の研究遂行能力及研究実績 : 2頁 4. 人権の保護及び法令等の遵守への対応 : 1頁 | |

※挑戦的研究(開拓、萌芽)については、変更はありません。

研究計画調書の変更について⑤

その他の変更点

研究計画調書の作成に係る留意事項について、研究計画調書(添付ファイル項目)の1ページ目に斜体で記載することとしました。

- ・作成に当たっては、研究計画調書作成・記入要領を必ず確認すること。
- ・本文全体は11ポイント以上の大きさの文字等を使用すること。
- ・各頁の上部のタイトルと指示書きは動かさないこと。
- ・指示書きで定められた頁数は超えないこと。なお、空白の頁が生じても削除しないこと。
- ・本留意事項(斜体の文章)については、研究計画調書の提出時には削除すること。

添付ファイル項目の1ページ目に明記しました。

「4 人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の修正について、例示を追加しました。

本欄には、本研究を遂行するに当たって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など指針・法令等(国際共同研究を行う国・地域の指針・法令等を含む)に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合、講じる対策と措置を、1頁以内で記述することとさせていただきます。

個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査・行動調査(個人履歴・映像を含む)、提供を受けた試料の使用、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験、動物実験など、研究機関内外の倫理委員会等における承認手続きが必要となる調査・研究・実験などが対象となります。該当しない場合には、その旨記述することとさせていただきます。

「研究の要約」欄の追加(基盤研究(A))

| 研究種目 | 基盤研究(A) | 応募区分 | 一般 | | | | |
|-------------|-----------------|------|-----|------|----|--------|-----|
| 中区分 | | | | | | | |
| 研究代表者 氏名 | (フリガナ) (漢字等) | | | | | | |
| 所属研究機関 | | | | | | | |
| 部署 | | | | | | | |
| 職 | | | | | | | |
| 研究課題名 | | | | | | | |
| 研究の要約 | | | | | | | |
| | 年度 | (千円) | 設備費 | 消耗品費 | 旅費 | 人件費・謝金 | その他 |
| | 平成31年度 | | | | | | |

研究計画調書の「Web入力項目」から、研究の要約を入力してください。

評定要素の変更について

研究計画調書の見直しとともに評定要素を以下のとおり変更予定。

i 評定基準（基盤研究、若手研究）

〔評定要素〕

(1) 研究課題の学術的重要性・~~妥当性~~

- ・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
- ・研究課題の核心をなす学術的「問い」は明確であり、学術的独自性や創造性が認められるか。
- ・研究計画の着想に至る経緯や、関連する国内外の研究動向と研究の位置づけは明確であるか。
- ・本研究課題の遂行によって、より広い学術、科学技術あるいは社会などへの波及効果が期待できるか。

(2) ~~研究目的~~、研究方法の妥当性

- ・~~研究目的が明確であり、その~~研究目的を達成するため、研究方法等は具体的かつ適切であるか。また、研究経費は研究計画と整合性がとれたものとなっているか。
- ・研究目的を達成するための準備状況は適切であるか。

(3) 研究遂行能力及び研究環境の適切性

- ・これまでの研究活動等から見て、研究計画に対する十分な遂行能力を有しているか。
- ・研究計画の遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等、研究環境は整っているか。

~~(4) 研究課題の波及効果~~

- ・~~本研究課題によって成果があがった場合、より広い学術、科学技術あるいは社会などへの波及効果が期待できるか。~~

〔その他の評価項目〕

研究経費の妥当性

平成31年度に係る「審査及び評価に関する規程」については10月中旬頃にJSPSホームページにて公開します

研究組織の変更について(連携研究者の廃止)①

- ・科研費における研究組織は従来「研究代表者」、「研究分担者」、「連携研究者」及び「研究協力者」により構成していました。
- ・科学技術・学術審議会における審議の結果、平成30年度から「連携研究者」を「研究協力者」に統合することとしました。
- ・このため、研究組織は、「研究代表者」、「研究分担者」及び「研究協力者」から構成してください。

【参考】

研究費部会(平成30年1月26日開催)

資料3-1 研究組織及び研究計画調書の見直しについて(平成29年10月20日科研費改革に関する作業部会)(抜粋)

資料3-2 研究組織の見直しについて

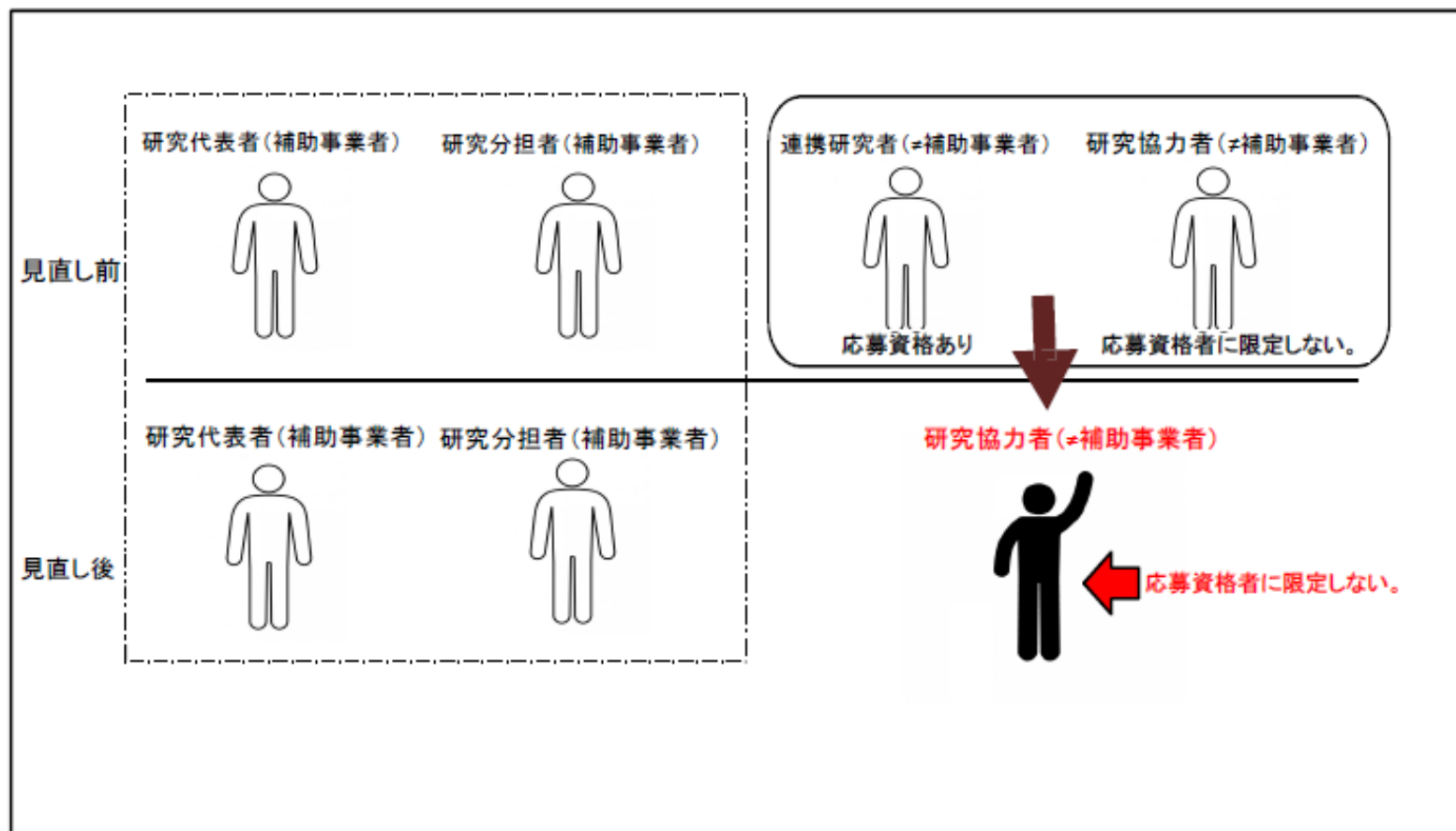
科研費における現行の研究組織 (H29.9.1公募のH30年度科研費)

| 区分 | 補助事業者 | 応募資格 | 研究業績欄への記載 | 代表者交替 | 分担金の配分 | 不正使用に関する責任 | 論文等への記載 | エフォート記載 | 重複制限 |
|-------|-------|------|-----------|-------|--------|------------|---------|---------|------|
| 研究代表者 | ○ | ○ | ○ | △※1 | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 研究分担者 | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | △※2 |
| 連携研究者 | × | ○ | × | × | × | × | ○ | × | × |
| 研究協力者 | × | × | × | × | × | × | ○ | × | × |

※1...新学術の一部と特別研究員奨励費(外国人)のみ可能。 ※2...特推、新学術のみ。

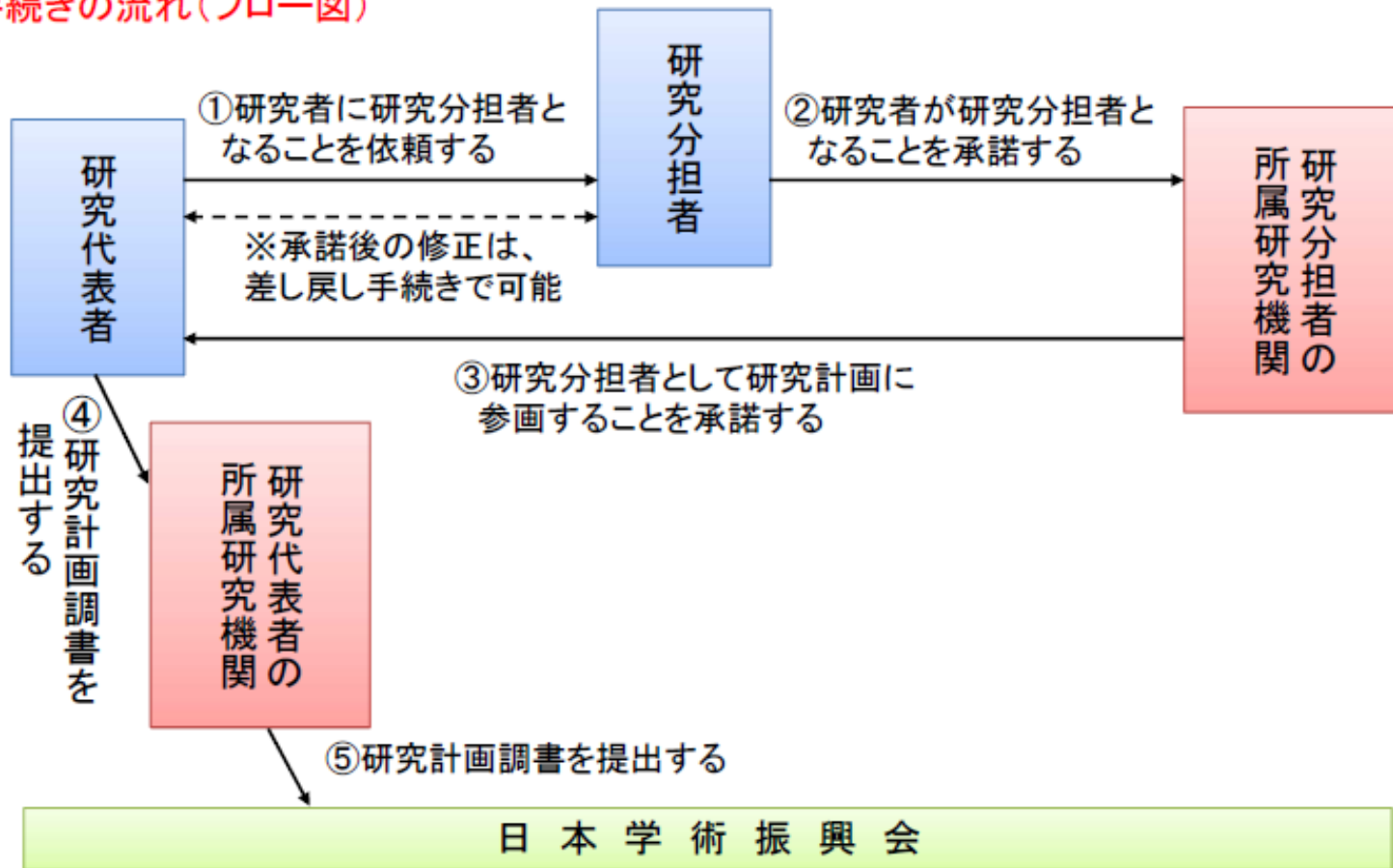
研究組織の変更について(連携研究者の廃止)②

現行の「連携研究者」と「研究協力者」を統合



研究分担者承諾書の電子化①

手続きの流れ(フロー図)



※手続きは全て電子申請システム上で行います。

※研究分担者承諾の手続きは、機関担当者が許可すれば、部局担当者でも行うことが可能です。

研究分担者承諾書の電子化②

研究代表者

【研究組織(研究代表者及び研究分担者)】

- ・ [追加ボタン]をクリックして研究分担者を登録してください。
- ・ 研究組織の入力欄は、入力欄左側の[追加]ボタンを必要回数クリックすることでデータ入力枠が設定されます。使用しない入力枠が使用しない場合や全く入力なかった場合については、当該欄の右側の[削除]ボタンを押してデータ入力枠を削除してください。
- ・ 研究分担者の同意書署名を入力し、[検索]ボタンをクリックすると、当該研究分担者の情報が表示されるので[OK]ボタンをクリックしてください。なお、当該研究分担者が複数の研究機関に所属していることがありますので、どの研究機関の所属として記載するか、事前に必ず研究分担者へ連絡してください。
- ・ 研究分担者を追加登録している場合、電子申請システムにより研究代表者及び研究分担者が所属する研究機関からの承諾が必要です。
- ・ 研究代表者の承諾は必ず「依頼する」にチェックを入れた上で実行した場合、当該研究代表者へ承諾したものと見做されます。承諾依頼する場合にチェックを入れた後、(合わせて、必ず研究代表者に承諾した旨を連絡してください)
- ・ 研究分担者の承諾を承諾すると研究分担者の承諾状況が「差し戻し」が表示されます。研究分担者の承諾状況が「差し戻し」にチェックを入れ一時保存した場合、承諾状況が「分担者承諾完了」に変更され、再度研究代表者がエディット等の機能を修正できるようになります。研究分担者の承諾状況が「差し戻し」の場合はチェックを入れた後、必ず研究代表者に「差し戻し」の旨を連絡してください。
- ・ 承諾状況が「分担者承諾完了」または「承諾承諾済」の研究者は、研究分担者に依頼することができません。当該欄の左側の[削除]ボタンを押してデータ入力枠を削除してください。
- ・ 研究前に研究分担者になることを依頼する場合には、事前にこの「ダウンロード」ボタンより「科学研究費助成事業研究分担者承諾書」をダウンロードし、その内容を確認してから依頼してください。

| | 承諾状況 | 区分 | 氏名(年齢) | 所属研究機関 研究機関名 | 17710 2 役割分担 | 2018年度 研究経費 (千円) | エディット |
|--------------------------|---|-------|--|----------------------|-----------------|------------------------|--------------------------|
| | | 研究代表者 | | | | | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | 依頼する | 研究代表者 | | | | | <input type="checkbox"/> |
| | 分担者作成中 | 研究分担者 | | | | | |
| | 分担者承諾 (承諾理由:678901234 56789012345678901 23456789012345678 90) | 研究分担者 | (年齢)XX才 (研究者番号)12345678 | BBB大学 | | | <input type="checkbox"/> |
| | 分担者承諾 確認済(承諾完了) | 研究分担者 | (研究者番号)12345678 (フリガナ)フジタ イチロウ (漢字等) 分担 一郎 (年齢)XX才 (研究者番号)12345678 (フリガナ)フジタ イチロウ | BBB大学 BBB学部 教授 | 1, 2 | | <input type="checkbox"/> |
| | 分担者承諾 (承諾理由:678901234 56789012345678901 23456789012345678 90) | 研究分担者 | | CCC大学 | | | <input type="checkbox"/> |
| | 分担者承諾 | 研究分担者 | | BBB大学 | | | <input type="checkbox"/> |
| | 分担者承諾 | 研究分担者 | | | | | <input type="checkbox"/> |

＜研究者へ研究分担者となることを依頼する場合＞
「依頼する」にチェックを入れ、「一時保存」を行うと、当該研究者へ研究分担者となることを依頼できます。

＜研究分担者となることを承諾した研究者が登録内容を修正する場合＞
「差し戻し」にチェックを入れ、「一時保存」を行うと、当該研究者が登録内容の修正を可能となります。

一時保存

研究分担者承諾書の電子化③

研究分担者

応募者向けメニュー
Menu for Applicant

応募手続き・交付申請手続きに関するお知らせ
Notice on Application Procedure and Formal application for grant delivery

お知らせ(Notices)

10/10 2000年度科学研究
2000年度科学研究
開始しました。

研究者情報確認
Researcher Information Check

▶ e-Readで登録された研究者情報を確認する
Check researcher information registered with e-Read

研究者情報を確認する
Check researcher information

研究分担者承諾
Consent to Become a Co-Investigator

研究分担者になることを承諾・不承諾する場合は、以下から処理を行ってください。
To consent/dissent to become a Co-Investigator, click the below button.

▶ 研究分担者になることを承諾する
Consent to become a Co-Investigator

研究分担者の承諾を行う
Give a Consent to Become a Co-Investigator

現在XX件承諾待ちです。(The number of t



研究分担者承諾・不承諾登録
Registration of Co-Investigators' Consent/Dissent

以下の応募者からの研究分担者の承諾・不承諾を登録します。
よろしければ、[OK]ボタンをクリックしてください。
Register consent/dissent of Co-Investigator requested from below applicant.
It is OK with you, click [OK] button.

| | |
|------------------------------------|--|
| 研究種別名 Research Category | 2000年度 基礎研究 (国) (一般) |
| 氏名 Name | (漢字) (姓) (名) (号) (一) (部) (フリガナ) (姓) (名) (号) (イ) (ロウ) |
| 所属機関名 Research Institution | XX大学 |
| 専攻名 Academic Unit | XX学部 |
| 職名 Position | 特任教授 |
| 研究課題名 Title of Research Project | XXXXXXXXXXXX |
| 研究分担者 Co-Investigator | <input checked="" type="radio"/> 承諾(Consent) <input type="radio"/> 不承諾(Dissent) |

研究分担者になることを承諾する場合は、以下の内容を確認しチェックボックスにチェックを入れてください。
If you consent to become a Co-Investigator, check the contents below and check the checkbox.

備忘研究について、研究計画の遂行に関して研究代表者と協力し、補助事業として研究遂行責任を分担して研究活動を行う。
For this research project, I consent to become a Co-Investigator who bears responsibility for the implementation of the research.

科研究費の補助条件(交付条件)及び以下の内容を理解し、遵守するとともに研究代表者から分金(助成金)の配分を適切に管理し、研究費を適正に
I have read, understand and will comply with the KAKENHI supplementary conditions (funding conditions) and the terms stipulated

- ・ 学術研究に対する国家の委託及び科研究費(国庫)の助成に感謝し、科研究費を適正かつ効率的に活用するとともに、
You have to recognize that officers have placed trust in scientific research and that KAKENHI are funded with their tax, and you therefore have to
- ・ 当該研究課題の交付申請書(交付決定後)においては、研究代表者が日本学術振興会に研究分担者の承諾承諾書(承諾書)を提出し、
The Co-Investigator has to fulfil the requirement for the research which submission cover sheet either by reading a handbook such as "For the Soul as the "e-Learning Course or Research School (AL Co-Res) or "APRN Japan e-Learning program (OTI Japan)", or by participating in the research application for grant delivery (or, in case the grant has already been delivered, by the time the "application for approval of dissent" for the Co-Investigator

承諾する場合は、研究分担者の「学位」と分担する研究の「エフォート」を入力してください。
If you consent to become a Co-Investigator, enter the "Academic Degree" of the Co-Investigator and "Effort" of the research project.

| | |
|----------------------------------|--|
| 学位 Academic Degree | |
| エフォート(%) Effort(%) | ※本欄に記入したエフォートは、e-Readに提供されます。本研究課題が採択された際に、 *The data of effort you enter in this column will be provided to e-read and shown at it |
| 不承諾の理由 Reason for the Dissent | 入力文字数(number of characters entered): 0文字/100文字 ※100文字以内で入力してください。 *Enter within 100 characters. |

審査におけるresearchmapの参照について①

競争的資金における使用ルール等の統一について(抜粋)

(平成27年3月31日 平成29年4月20日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)

8 電子申請等の促進

(3) 国立研究開発法人科学技術振興機構が運営するresearchmap と府省共通研究開発管理システム等の連携を促進するため、研究代表者及び研究分担者の研究業績の提出を求める事業においては、各資金制度の応募要領等にresearchmap への登録及び入力を推奨する文章を掲載し、研究者等に利用を促すとともに、研究業績として、(中略)researchmap の登録情報の活用を促すこと。
なお、researchmap の更なる活用の方途について、今後も検討を進める。



審査の際に審査委員がresearchmap及び科学研究費助成事業データベース(KAKEN)の掲載情報を必要に応じて参照することができるようにします。

- ※ 科研費の審査はあくまでも研究計画調書で審査するものであり、researchmap 及び科学研究費助成事業データベース(KAKEN)は審査の際に審査委員が必要に応じて参照する取扱いとします。
- ※ 従前、公募要領等に記載しているとおり、引き続き、researchmap へ研究者情報を登録いただくをお願いします。なお、researchmap の掲載情報を参照するに当たっては、researchmap に登録されている「研究者番号」により検索を行いますので、researchmap へ研究者情報を登録する際には、必ず「研究者番号」を登録してください。

審査におけるresearchmapの参照について②

<researchmapの具体的な取扱い>

- ・科研費の審査において、研究遂行能力を有しているかについては研究計画調書で判断します。
- ・審査の際に審査委員が必要に応じて参照することができますが、従前よりも審査の際に審査委員がresearchmapを参照しやすくなることから、必要な情報を積極的に登録・更新してください。
- ・researchmapは参考情報として参照するため、researchmapの更新・登録自体が直接的に採否に影響することはありません。
- ・なお、researchmapの情報は必ずしも審査に必要な情報のみではないため、審査に必要な無い情報までは活用しないよう審査委員に周知する予定です。

研究者の自覚と責任について

・科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

・なお、科研費による研究成果を広く一般に公表する場合等において、研究者個人の見解である旨を記載する際の記載例は以下のとおりです。

【英文】Any opinions, findings, and conclusions or recommendations expressed in this material are those of the author(s) and do not necessarily reflect the views of the author(s)' organization, JSPS or MEXT.

【和文】本研究の成果は著者自らの見解等に基づくものであり、所属研究機関、資金配分機関及び国の見解等を反映するものではありません。

研究者が遵守すべき行動規範について

・科学的知識の質を保証するため、また、研究者個人やコミュニティが社会からの信頼を獲得するためには、科学者に求められる行動規範を遵守し、公平で誠実な研究活動を行うことが不可欠です。

・日本学術会議「科学者の行動規範」(うち、I. 科学者の責務)や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」(特に、Section I 責任ある研究活動とは)の内容を理解し確認してください。

・なお、交付申請時に、研究代表者及び研究分担者が研究倫理教育の受講等をしていることについて、電子申請システムにより確認します。

参考：【日本学術会議「科学者の行動規範－改訂版－」】

URL：<http://www.scj.go.jp/ja/scj/kihan/>

【日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」】

(日本語版(テキスト版))(日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会)

URL：<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf>

研究開始時の公開情報の充実

・基盤研究(A)について、採択された研究課題の研究代表者に対して、審査結果の所見を電子申請システムにより開示するとともに、審査結果の所見の概要を科学研究費助成事業データベース(KAKEN)に公開する予定です。

・基盤研究(B、C)、若手研究についてもKAKENへの公開情報を充実する予定です。

【KAKENでの公表内容について】

| | 現行 | H31年度以降 |
|-------------------|---|---|
| 基盤研究(A) | <ul style="list-style-type: none">・研究課題名・研究代表者、所属機関・研究期間・配分予定額 | <ul style="list-style-type: none">・研究課題名・研究代表者、所属機関・研究期間・配分予定額・<u>審査の所見</u>・<u>研究の概要</u> |
| 基盤研究(B,C) 若手研究 | <ul style="list-style-type: none">・研究課題名・研究代表者、所属機関・研究期間・配分予定額 | <ul style="list-style-type: none">・研究課題名・研究代表者、所属機関・研究期間・配分予定額・<u>研究の概要</u> |

帰国発展研究(H30年度公募)の見直し

- 優秀な若手研究者からの応募が増加するよう、要件を緩和するとともに、応募者に公募の趣旨等が明確に伝わるよう、職名等に係る応募資格の趣旨を明確化する。(本年9月公募予定の平成30年度公募から対応)

| 見直し後の公募の内容 | |
|------------|--|
| 趣旨 | 海外の研究機関等において、優れた研究実績を有する重ねた独立した研究者が、日本に帰国後すぐに研究を開始できるよう、研究費を支援するものです。 当該研究者が日本を主たる拠点として研究を実施することにより、当該研究者を通じた外国人研究者との連携等による日本の研究活動の活性化に資するとともに、帰国直後の研究費支援があることで若手研究者の海外挑戦の後押しにつながることも期待しています。 |
| 対象 | 下記の応募資格を有する日本国外の研究機関に所属する日本人研究者が、帰国後に日本国内の研究機関に所属し日本を主たる拠点として一人又は複数の研究者で行う研究計画であって、独創的、先駆的な研究を格段に発展させるための研究計画。採択研究課題は極めて厳選されたものとする予定。 |
| 応募資格 | ①日本国外の研究機関に教授、准教授又はそれに準ずる身分(ポストドクターを除く)を有し、所属している者であること ②現に日本国外に居住する日本国籍を有する者であること ③科研費応募資格を有していない者であること |
| 応募総額 | 5,000万円以下 |
| 研究期間 | 3年以内(研究期間は交付申請した年度から起算して3年目の年度末までとします。また、日本国内の研究機関に所属(教授、准教授又はそれに準ずる身分相当(ポストドクターは除く))し、科研費の応募資格を取得した場合に平成31年4月30日までに交付申請を行うことができます。) |

優秀な若手研究者からの応募が増加するよう、公募に当たっての「FAQ」において、次のような回答で具体的な例示等を記載。

- 応募資格として「教授、准教授又はそれに準ずる身分」を明記した趣旨については、海外の第一線で研究を実施し、優れた研究実績を有した独立した研究者(PI)を日本に呼び戻すことで、当該研究者を通じた外国人研究者との連携等による日本の研究活動の活性化に資することを期待するものであって、想定される代表的な職名を明示したものです。応募資格で求めている身分については、職名が教授(Professor)や准教授(Associate professor)である者に限るものではなく、例えば、Senior LecturerやInstructor等の他の職名であったとしても、前述の趣旨に合致した独立した研究者であれば公募の対象となります。また、テニュアトラックのような身分も含まれます。

FAQにおいて上記の同趣旨の補足を追加。

応募から交付までのスケジュール①

| 日 時 | 研究代表者が行う手続 (詳細は、「Ⅲ 応募する方へ」、「Ⅳ 既に採択されている方へ」を参照) | 研究機関が行う手続 (詳細は、「Ⅴ 研究機関の方へ」を参照) |
|---|--|--|
| <p>平成30年 9月1日(土)公募開始</p> <p>11月7日(水) 午後4時30分 提出期限(厳守)</p> | <p>①応募書類を作成 (研究機関から付与された e-Rad の ID・パスワードにより、科研費電子申請システム(以下、「電子申請システム」という。)にアクセスし作成)</p> <p>②研究組織に研究分担者を加える場合の手続</p> <p>③所属する研究機関に応募書類を提出(送信) (当該研究機関が設定する提出(送信)期限までに提出(送信))</p> <p>⑥応募書類の提出(送信)</p> | <p>【必要に応じて行う手続】</p> <p>①e-Rad 運用担当から e-Rad の研究機関用の ID・パスワードを取得(既に取得済の場合を除く) ※ ID・パスワードの発行に2週間程度必要。</p> <p>②e-Rad への研究者情報の登録等</p> <p>③研究代表者に ID・パスワードを発行(既に発行済みの場合を除く)</p> <p>【必要に応じて行う手続】</p> <p>④所属する研究者が、研究分担者となることを承諾</p> <p>⑤・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出</p> <p>・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」の提出</p> <p>提出期限：9月28日(金)(厳守)</p> <p>事務局(学事センター)提出</p> <p>⑥応募書類の提出(送信)</p> |

学振締切

事務局(学事センター)提出

応募書類の提出 10月9日(火)まで

応募から交付までのスケジュール②

| 特別推進研究 | 基盤研究（S） | 基盤研究（A・B・C）※2、 若手研究 |
|---|---|---|
| 平成30年12月～ 平成31年4月 審査 平成31年4月下旬 交付内定 5月中旬 交付申請 6月下旬 交付決定 7月頃 審査結果開示 7月中旬 送金（前期分）※1 10月頃 送金（後期分）※1 | 平成30年12月～ 平成31年5月 審査 平成31年6月下旬 交付内定 7月中旬 交付申請 7月下旬 交付決定 8月中旬 送金（前期分）※1 8月頃 審査結果開示 10月頃 送金（後期分）※1 | 平成30年12月～ 平成31年3月 審査 平成31年4月上旬 交付内定 4月下旬 交付申請 4月頃 審査結果開示 6月下旬 交付決定 7月中旬 送金（前期分）※1 10月頃 送金（後期分）※1 |

| 基盤研究（B・C） （特設分野研究）※3 | 挑戦的研究（開拓・萌芽） |
|---|---|
| 平成30年12月～ 平成31年6月 審査 平成31年7月中旬 交付内定 7月下旬 交付申請 8月中旬 交付決定 8月頃 審査結果開示 | 平成30年12月～ 平成31年6月 審査 平成31年7月上旬 交付内定 7月下旬 交付申請 8月中旬 交付決定 8月頃 審査結果開示 |

※1 当該年度の交付請求額又は支払請求額（直接経費）が300万円以上となる場合には、前期分（4月～9月）、後期分（10月～3月）に分けて送金し、交付請求額又は支払請求額（直接経費）が300万円未満となる場合には、前期に一括して送金しています。

※2 基盤研究（B・C）（応募区分「特設分野研究」）を除く。

※3 基盤研究（B・C）（応募区分「特設分野研究」）は新規分野の設定を停止（平成31年度は、平成29年度に設定した3分野で公募）（14頁参照）

その他連絡事項

交付内定後における研究分担者追加時のエフォートの管理について

【平成30年3月22日付事務連絡】

科学研究費助成事業における平成30年4月1日以降のエフォート管理について(抜粋)

- 1 平成30年4月1日より科学研究費助成事業においては、
交付内定後の**エフォートの修正等の手続きを全てe-Rad上で行っていただく**こととします。
- 2 科学研究費助成事業における交付内定通知日の時点で、
エフォートの合計100%超過者が研究代表者又は研究分担者として参画している研究課題については、
100%を超過している状態が解消されるまで交付決定を行わないこととします。
- 3 **研究分担者を追加**する手続きにおいても、追加される研究分担者のエフォートは
e-Radでは暫定的に0%と登録されていますので、エフォートを登録してください。
エフォートが登録されないと、研究分担者追加の承認
(交付申請書において研究分担者を追加する場合は、交付決定)を行いませんので、ご注意ください。

研究分担者所属研究機関担当者へのお願い

研究分担者変更承認申請時には、以下のことを行ってください。

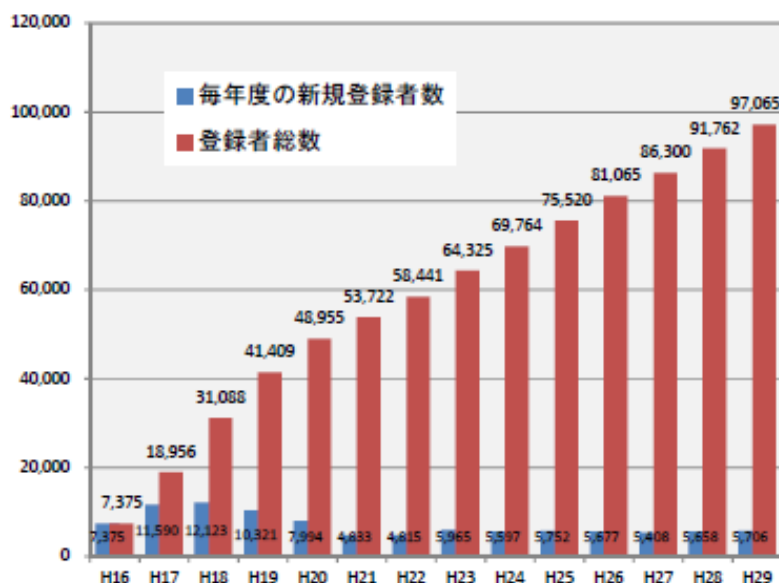
- 科研費電子申請システムで**エフォート修正対象課題**を確認してください
- エフォート**100%超過・追加時未登録**の研究者がいたら、
速やかにe-Rad上で**エフォート修正**をするよう連絡してください。
- エフォートの**修正依頼**が研究者から出されたら、
e-Radをご確認のうえ、**速やかに承認作業**をしてください。

審査委員候補者データベース

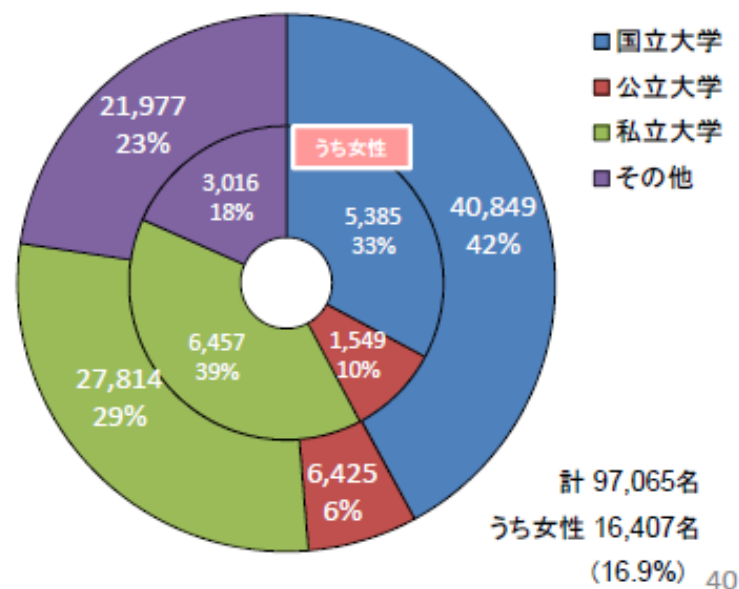
「審査委員候補者データベース」の概要

- 平成16年度から整備: 科研費の研究代表者等を毎年登録
- 科研費の研究代表者……大型の研究種目の研究代表者から順次登録
平成19年度には、平成15年度以前の研究代表者も登録
- データベースに登録している研究者の方
……年一回、ご本人によるデータの確認・更新を依頼

1. 登録者数の推移



2. 機関別の登録者数



審査委員候補者データの確認・更新について

「審査委員候補者データベース」に登録されているデータの確認・更新は、適切な審査委員を選考するために大変重要です。

例年4月頃、所属機関を通じて書面にてID・パスワードを送付し、研究者ご本人にデータの確認・更新の依頼をしております。**通年で更新が可能**ですので、「審査委員候補者情報登録システム」(<https://www-shinsaiin.jsps.go.jp>)にログインして、**情報の確認・更新をお願いします。**

特に、「**①審査可能区分**」及び「**②内容の例**」は、審査委員を選考する上で大変重要な情報ですので、必ず確認・更新してください。

独立行政法人 日本学術振興会
Japan Society for the Promotion of Science
審査委員候補者情報登録システムへようこそ

審査委員候補者情報登録画面 FAQ

ログイン

基本情報

審査可能小区分1

①

②

審査可能小区分2

審査可能中区分

審査可能大区分

【確認・更新をお願いする事項】

1. 基本情報(所属機関、職名等)
2. 「**審査可能区分**」及び「**内容の例**」
 - ・小区分:最大3つ(2つは必須)
※小区分については「内容の例」も必ず登録してください。
 - ・中区分:最大4つ(1つは必須)
 - ・大区分:最大3つ(1つは必須)
3. 主な発表論文、受賞歴
4. 競争的資金の獲得状況

科研費に関するご意見・ご要望受付窓口

独立行政法人日本学術振興会において、科研費関連業務について研究者等の意見・要望を取り入れた改善を進めるため、科研費ホームページ上に「科研費に関するご意見・ご要望受付窓口」を設置しています。窓口いただいた意見を踏まえ、今後も制度改善につなげていく予定です。

【応募フォームイメージ】

| 意見区分 | 内容 |
|------|-------------------------|
| 1 | 科研費制度について |
| 2 | 公募について(公募要領、研究計画願書の様式等) |
| 3 | 審査・評価について |
| 4 | 科研費の使用、各種手続きについて |
| 5 | その他 |

科研費に関するご意見・ご要望受付窓口

日本学術振興会科研費ホームページ:
<https://www.jpsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>
 (日本学術振興会科研費ホームページに設置した受付窓口のバナーから、専用フォームにリンク)



意見提出窓口は日本学術振興会HPのトップページに設置しています。

(参考) 科研費を含む競争的資金全般に関する意見・要望については、内閣府において受付窓口を開設しています。
 内閣府URL: <https://form.cao.go.jp/cstp/opinion-0098.html>

問い合わせ先(公募の内容に関すること)

・公募要領全般

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部
研究助成企画課

電話 03-3263-4796 FAX 03-3263-9005

・特別推進研究、基盤研究(S)

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部
研究助成第二課

電話 03-3263-4254 (特別推進研究担当)

電話 03-3263-4388 (基盤研究(S)担当)

・基盤研究(A・B・C)、若手研究

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部
研究助成第一課

電話 03-3263-4758,0996,4779,4724

・挑戦的研究(開拓・萌芽)

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部
研究助成企画課

電話 03-3263-0977

・奨励研究

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部
研究助成第一課 総務企画係

電話 03-3263-0976,0980,1041

・国際共同研究加速基金(帰国発展研究)

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部
研究助成企画課

電話 03-3263-4927 FAX 03-3263-9005

・新学術領域研究(研究領域提案型)

文部科学省 研究振興局 学術研究助成課
科学研究費第一・二係

電話 03-6734-4094

この公募に関する問い合わせは、
研究機関を通じて行ってください。

参考

科研費審査結果一覽(平成30年度 新規採択分1)

平成30年7月現在

| 研究種目 | 研究課題数 | | |
|--|----------------------|----------------------|------------------|
| | 応募 (件) | 採択 (件) | 採択率 (%) |
| 特別推進研究 | [111] 105 | [13] 12 | [11.7] 11.4 |
| 研究種目 | 研究課題数 | | |
| | 応募 (件) | 採択 (件) | 採択率 (%) |
| 新学術領域研究(研究領域提案型) (平成30年度採択領域) | [211] 198 | [20] 18 | [9.5] 9.1 |
| 研究領域 | | | |
| 計画研究 | [1,971] 1,736 | [180] 154 | [9.1] 8.9 |
| 研究種目 | 研究課題数 | | |
| | 応募 (件) | 採択 (件) | 採択率 (%) |
| 新学術領域研究(研究領域提案型) (平成27年度及び29年度採択領域) 公募研究 | [3,917] 4,422 | [796] 857 | [20.3] 19.4 |
| 研究種目 | 研究課題数 | | |
| | 応募 (件) | 採択 (件) | 採択率 (%) |
| 基盤研究 | [54,739] 58,322 | [15,429] 15,825 | [28.2] 27.1 |
| 基盤研究(S) | [645] 704 | [81] 80 | [12.6] 11.4 |
| 基盤研究(A) | [2,567] 2,454 | [636] 605 | [24.8] 24.7 |
| 基盤研究(B) | [11,041] 11,577 | [2,729] 2,965 | [24.7] 25.6 |
| 基盤研究(C) | [40,486] 43,587 | [11,983] 12,175 | [29.6] 27.9 |

科研費審査結果一覧(平成30年度 新規採択分2)

| 研究種目 | 研究課題数 | | |
|-----------|------------|-----------|----------|
| | 応募 (件) | 採択 (件) | 採択率 (%) |
| 挑戦的研究 | [15,607] | [1,680] | [10.8] |
| | 13,035 | 1,554 | 11.9 |
| 挑戦的研究(開拓) | [1,116] | [94] | [8.4] |
| | 894 | 88 | 9.8 |
| 挑戦的研究(萌芽) | [14,491] | [1,586] | [10.9] |
| | 12,141 | 1,466 | 12.1 |

| 研究種目 | 研究課題数 | | |
|------|--------|--------|---------|
| | 応募 (件) | 採択 (件) | 採択率 (%) |
| 若手研究 | [—] | [—] | [—] |
| | 20,369 | 6,256 | 30.7 |

(参考:平成29年度の審査結果)

| 研究種目 | 研究課題数 | | |
|---------|--------|--------|---------|
| | 応募 (件) | 採択 (件) | 採択率 (%) |
| 若手研究(A) | 1,837 | 433 | 23.6 |
| 若手研究(B) | 19,271 | 5,817 | 30.2 |

(注1) []内は、前年度の数値を示す。

(注2) 「特設分野研究」は除く。

ご清聴ありがとうございました。